



ボン気候変動交渉

2010年 8月2日 - 8月6日

ボン気候変動交渉が2010年8月2日(月)から8月6日(金)までの日程で開催される。今次会合では、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)の下での長期的協力行動に関する特別作業部会 第11回会合(AWG-LCA 11)、京都議定書の下での附属書 国の更なる約束に関する特別作業部会 第13回会合 (AWG-KP 13)が行われる。

AWG-LCA 11では、7月に配布された議長の改訂テキストが議論される。同テキストには、共有ビジョン、緩和、適応、資金、技術およびキャパシティビルディングに関するセクションが盛り込まれている。討議では、先進国による緩和、途上国による緩和、資金供与のための制度的アレンジ、気候変動緩和のための市場ベースのアプローチに焦点をあてると思われる。

AWG-KP 13では、京都議定書の附属書I締約国の排出削減の規模; 京都議定書の第1約束期間(2008-2012)と次期約束期間に空白期間が生じた場合の対応を含めた法的な諸問題; 土地利用・土地利用変化・森林 (LULUCF) 等の「その他の問題」に焦点をあてる。また、「附属書 I 国全体で実現すべき排出削減の規模及びその削減規模に対する附属書 I 国各国または共同での貢献」について、会合期間中にワークショップが開催される予定である。

AWG-LCA及びAWG-KPは、2010年11月29日から12月10日の日程でメキシコ、カンクンに於いて開催されるUNFCCC第16回締約国会議 (COP 16)及び京都議定書第6回締約国会合(COP/MOP 6) に対し、それぞれの作業結果を提示する。

UNFCCC及び京都議定書のこれまで

国際政治の気候変動対応は、1992年の国連の気候変動枠組条約 (UNFCCC) の採択に始まる。この条約は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、大気中の温室効果ガスの濃度安定化を目指す行動枠組みを規定したものである。UNFCCCは1994年3月21日に発効し、現在194の締約国が加盟する。

1997年12月、締約国は日本の京都でのCOP3で、UNFCCC議定書について合意し、この中で先進工業国ならびに市場経済移行国が排出削減目標の達成を約束した。これらの国々はUNFCCC附属書I締約国と呼ばれ、2008-2012年(第1約束期間)中に6つの温室効果ガスの排出量を全体平均で1990年比5.2%削減することで合意し、各国がそれぞれ異なる国別目標を持つことでも合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在190カ国の締約国を有する。

2005年、カナダのモントリオールで京都議定書締約国による第1回の会合 (COP/MOP 1) が開催され、議定書3.9条に基づき京都議定書に関する特別作業部会 (AWG-KP) を設置し、第1約束期間終了の少なくとも7年前までに、附属書I締約国の更なる約束を検討することが義務付けられた。これに加えて、モントリオールのCOP 11では、COP 13までに「条約ダイアログ」と呼ばれる4回のワークショップを開催し、条約の下での



長期的協力を検討することでも合意した。

バリ・ロードマップ：2007年12月、インドネシアのバリ島でCOP 13及びCOP/MOP 3が開催された。交渉の結果、バリ行動計画（決定書1/CP.13）が採択され、AWG-LCAを設立し、緩和、適応、資金、ならびに技術、キャパシティビルディングという条約ダイアログで特定された長期的協力の主要な要素に焦点を当てた議論を行うこととなった。また、バリ会議では、2年間の交渉プロセスとなる、バリ・ロードマップについても合意した。これは、条約と議定書の両方の下での交渉トラックを示すもので、2009年12月、コペンハーゲンで開催されるCOP 15及びCOP/MOP 5を交渉終結の期限と定めた。

バリからコペンハーゲンへ：2008年に両AWGは並行して4回の交渉会合を開催した。これらは、2008年4月がタイのバンコク、6月はドイツのボン、8月はガーナのアクラ、12月がポーランドのポズナニでの開催である。2009年にも両グループは、4月、6月、8月にはドイツのボン、10月にタイのバンコク、11月にスペインのバルセロナ、12月にデンマークのコペンハーゲンなど数回の交渉会合を行った。

AWG-LCA：2009年上半期のAWG-LCAの作業は交渉テキスト原案づくりが中心となった。その結果、バリ行動計画（BAP）の主要な要素をすべて網羅した約200頁に及ぶ長文テキスト（FCCC/AWG/LCA/2009/INF.1）が作成された。長すぎる交渉テキストをもっと扱いやすくすることを目的として、各国政府代表らは一連のノンペーパー、読解ガイド、表やマトリックス等の作成を開始。結果として、一連のノンペーパーを会合報告書に添付し、コペンハーゲン会議に送付することとなった。コペンハーゲンに赴くことになる多くの参加者は、適応、技術、キャパシティビルディングといった問題についてはAWG-LCAで満足のいく結果が出せたが、緩和と資金問題のある側面については「根深い亀裂」が残ったとの印象を持った。

AWG-KP：2009年、AWG-KPで焦点となったのは「数値」の問題。すなわち、議定書の第1約束期間が失効する2013年以降の附属書I国全体及び各国の排出削減量であった。また、柔軟性メカニズム；土地利用・土地利用変化・森林（LULUCF）；対応措置の潜在的な影響といった問題を含むAWG-KP作業計画のその他の問題についても討議された。議定書3.9条（附属書I国の更なる約束）に基づく議定書改定に向けた諸提案、およびLULUCFや柔軟性メカニズムといったその他の問題に関するテキスト等を盛り込んだ文書を土台に議論が行われた。多くの参加者の感想として、附属書I国全体及び個別の排出削減目標については著しい進展は見られず、京都議定書の改正、あるいは、2つのAWGの下で単一の新たな合意、いずれをもってコペンハーゲン会議の成果とするべきかという問題を巡って、先進国と途上国間の意見の相違が浮上した。

コペンハーゲン気候変動会議：2009年12月7-19日、デンマーク、コペンハーゲンに於いて国連気候変動会議が行われ、COP 15及びCOP/MOP 5、第31回補助機関会合（SBI及びSBSTA）ならびにAWG-KP 10 及びAWG-LCA 8が併催された。また、12月16-18日には110ヶ国を超える世界の首脳がCOP及びCOP/MOP合同ハイレベル会合に出席した。

会合中、透明性とプロセスをめぐる論争が目立った。特に、「議長の子」と称する少人数のグループで作業すべきか、オープンなコンタクトグループで作業すべきかという問題で意見の食い違いが生じた。両AWGで行われた作業を反映した2つのテキストを審議しようというデンマークのCOP議長案も締約国間の亀裂を招く結果となった。多くの締約国がAWGの中で作成したテキストだけを使うべきだと主張したため、デンマ



ーク議長案は受け入れられなかった。一方、ハイレベルセグメントでは、主要経済国と地域及びその他の交渉グループの代表者による非公式なグループ交渉が行われた。こうした交渉の結果、12月18日(金)深夜に、「コペンハーゲン合意 (Copenhagen Accord)」と名付けられた政治合意が行われた。

コペンハーゲン合意がこのグループの承諾を受けた後、すべての締約国の代表者が再招集され、COPの閉会プレナリーが行われた。この全体会合は約13時間も行われ、プロセスの透明性や、コペンハーゲン合意をCOPで採択すべきかという問題について議論が続けられた。これを「より良い」将来の合意をめざすための一歩として運用するべく、COP 決定書として採択することに交渉グループの大半が支持を表明したが、一部の途上国からはコペンハーゲン合意は「不透明」かつ「非民主的な」交渉プロセスの中で合意されたものだとして反対した。最終的には、COPがコペンハーゲン合意に「留意」(take note) するという事で締約国の合意が得られ、コペンハーゲン合意を支持する国々のための同意手続きも定められた。2010年7月29日までに、137ヶ国がコペンハーゲン合意に同意を表明した。また、コペンハーゲン合意の下で同意された、自国の排出削減目標やその他の緩和行動に関する情報提出を行った国は、80ヶ国以上に上った。

コペンハーゲン気候変動会議の最終日には、AWG-LCA及びAWG-KPのマンデートを延長するということでCOP及びCOP/MOPが合意し、2010年11月29日から2週間にわたって開催されるメキシコ、カンクンでのCOP 16及びCOP/MOP 6にその成果を提示するよう各AWGに要請した。

ボン気候交渉(4月・6月): 4月9-11日にドイツ、ボンに於いて開催されたAWG-LCA 9及びAWG-KP 11で、2010年の交渉が再開され、AWGがそれぞれ定められた役割を果たし、カンクンへ成果を報告できるようにするための、2010年の作業構成及び作業方法が議論の中心となった。AWG-LCAでは、6月会合に向けたテキストの作成が議長に託された。AWG-KPでは、附属書I国全体及び各国の排出削減目標ならびにその他の様々な問題について討議が続けられた。

ボンでの議論は、5月31日 6月11日にも続けられ、AWG-LCA 10及びAWG-KP 12、ならびに第32回補助機関会合 (SB32) が同時に開催された。SBSTAの会合では、全球平均気温を工業化以前の水準から1.5、2の上昇幅に抑制するためのオプションに関するテクニカルペーパーのための提案をめぐる議論が目立った。小島嶼国連合 (AOSIS) の提案が幅広い支持を集めたが、サウジアラビア、オマーン、クウェート、カタールによって阻止された。AWG-LCA 10では、議長の新テキスト草案が焦点となった。6月10日夜、AWG-LCA 議長のMargaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ)が改訂テキスト素案の先行版を配布、AWG-LCA 11での検討が可能であると伝えた。いくつかの途上国は、先行版素案が「バランスを欠く」内容であり、自国の見解が十分に反映されない限り、8月の交渉のベースとして同テキストを使用するべきではないと主張した。これを改訂したテキストが7月に配布された。

AWG-KP 12では、附属書 I 国の排出削減と2013年以降の期間における柔軟性メカニズムやLULUCF利用のための基本的仮説について重点的な議論が行われた。また、第1約束期間と次期約束期間の間の空白期間 (ギャップ) を回避するための対策についても取り上げられ、事務局には法的オプションに関するペーパーの作成が要請された。

会合間ハイライト

G-20首脳会合: G-20サミットは、カナダ、トロントに於いて6月26-27日に開催された。トロント・サミット宣言では、すでに賛同していた国々がコペンハーゲン合意への支持を再確認し、他の国々もこれに賛同するよう呼びかけ、COP 16が成功すること及び包括的なプロセスに向けた支援を盛り込んだ。

エネルギーと気候に関する第7回主要経済国フォーラム (MEF): イタリア、ローマに於いて開催された会合(6月30日 - 7月1日)で、コペンハーゲン合意の早期資金供与を透明性ある方法で速やかに実施する必要性が強調された。また、コペンハーゲン合意に盛り込まれた目標と行動が今後の成果の中に反映されうるかどう、そうした成果は法的拘束力を有するか、単一または二つの法的合意という形式にするべきかという問題が議論された。

気候変動資金に関する国連ハイレベル諮問グループ: 7月12-13日、ニューヨークに於いて開催された同グループ会合では、気候変動への緩和・適応を支援するための途上国向けの長期的な資金源を特定する作業が続けられた。2010年10月に最終提言が公表される予定。

気候変動に関するアフリカ首脳・政府会議: 2010年7月24-25日、ウガンダ、カンパラに於いて開催された会議は、気候交渉による公正かつ公平な成果を支持し、“気候変動に関するアフリカの交渉体制を閣僚及び専門家レベルで簡素化”するための提案を採択した。

第4回“BASIC”閣僚協調会合: BASICグループ(ブラジル、南アフリカ、インド、中国)の閣僚級会合が7月25-26日、ブラジル、リオデジャネイロに於いて開催された。共同声明では、先進国からの早期資金の流れに関する総合的な詳細情報を閣僚らが要請するとともに、先進国による排出削減の測定・報告・検証(MRV)の排出削減コミットメント(遵守と比較可能性に絡む問題であると指摘)と、(透明性に関連して)国ごとに適切な途上国による緩和行動のMRVとの差異を示した。

森林管理会計に関する会合前ワークショップ: AWG-KP 12の要請を受けて、7月30日、ボンに於いて開催され、参照レベル利用のための数値的な影響や、今後見込まれるレビュー・プロセスのためのメカニズム等を含めた森林管理会計のための選択肢に関する諸提案が集中的に討議された。上記イベントの詳しい情報については、<http://climate-l.org/>参照。

GISPRI 仮訳



AWG-LCA 11およびAWG-KP 13ハイライト

2010年8月2日(月)

UNFCCCの下での長期的協力行動に関するアドホックワーキンググループ第11回会合(AWG-LCA 11)ならびに京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ第13回会合(AWG-KP 13)は月曜日に開会した。AWG-KP 13は、削減量の数値に関する会合期間中のワークショップを含めて、附属書I国排出削減量に焦点をあてた。AWG-LCA 11は、議長作成の改定文書など、COP 16に提出されるべき成果文書の作成に関して議論した。

AWG-KP

AWG-KP議長のJohn Ashe (アンティグアバーブーダ)は、AWG-KP 11の成果として交渉文書を作成した意図を説明した。

UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、気候問題の緊急性を指摘し、決定書は「おそらくは徐々に強めていく方法で、ただし間違いなく確固としたステップとゆるがない決意の下で」扱われるべきだと述べた。同事務局長は、事務局のたゆまぬサポートと約束を誓い、締約国に対し、カンクンでの会議を、「政治的に可能なものを政治的に不可逆的なものに変える」場とするよう求めた。その後、締約国は議題書を採択し、作業構成書について合意した(FCCC/KP/AWG/2010/8-9)。

開会ステートメント：多数の締約国がChristiana FigueresのUNFCCC事務局長就任を祝した。

イエメンはG-77/中国の立場で発言し、AWG-KPの進展の遅さに懸念を表明した。同代表は、第1約束期間と第2約束期間で間隙が生じるのを回避するため、附属書 I国全体の排出削減量に関する結論書の採択に焦点を当てるよう求めた。同代表は、将来の気候変動体制にとり京都議定書は不可欠な要素であるとし、排出量制限および削減の新しい数量目標(QELROS) をカンクンでのCOP/MOP 6の成果の土台とすべきだと述べた。

ベルギーはEUの立場で発言し、EUは、単一の法的拘束力のある制度で、議定書の基本要素を含めるものを希望するが、法的形式に関しては拘束力のあるものであれば柔軟に考えると強調した。同代表は、議定書の環境的な十全性、特にLULUCFの算定や割当量単位(AAUs)の繰越について議論すべきだと述べた。同代表は、既存のプロジェクトベースメカニズムの改革および新しい市場ベースメカニズムの設置での進展を求めた。同代表は、他の先進国が同等の約束をし、先進的な途上国が適切な貢献をするなら、排出量を30%削減するというEUの約束を繰り返した。



コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、小島嶼諸国連合(AOSIS)の立場で発言したグレナダ、後発途上国(LDCs)の立場で発言したレソトと共に、第1約束期間および第2約束期間で間隙が生じる可能性について、懸念をもって指摘し、カンクンにおいてAWG-KPの作業を終了するよう求めた。またアフリカグループは、現在の附属書 I 締約国の約束と、2 の気温上昇で抑えるには2020年までに40%の排出削減が必要であるとするIPCCの見解とのギャップを埋める必要があると強調した。

AOSISは、全体の野心レベルに懸念を表明し、LULUCFを含めた場合、現在の約束は最小で1-7%の排出削減を意味するに過ぎないと指摘した。LDCsは、基準年を京都議定書と同じものにし、LULUCFの規則は実際の排出削減量を減らさないものにするよう提案し、京都議定書の下での削減量および規則が最も脆弱な諸国に制約を加えることがあってはならないと指摘した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、LULUCF、市場メカニズム、共通の算定方法に焦点を当てて議論すべきだと述べた。同代表は、コペンハーゲン合意は世界の排出量の80%を対象としていると指摘した。

スイスは環境十全性グループの立場で発言し、算定規則や森林管理ベースラインなどLULUCFでの進展を支持した。また同代表は、緩和の約束、市場メカニズム、将来の体制の全体構造など両AWGsに共通する懸念を明らかにすることを支持した。

日本は、京都議定書の単なる改定を希望せず、単一で包括的かつ法的拘束力のある2013年以降の枠組みを求めた。同代表は、両AWGで共通の問題は一貫性のある形で議論すべきだと述べた。

キルギスタンは山岳内陸途上国の立場で発言し、ネパールと共に、交渉の中で山岳生態系について検討するよう求めた。サウジアラビアは、潜在的可能性がある影響結果についての議論の進展を支持した。

ノルウェーは、附属書 I 締約国が目標について合意する前に、LULUCFの規則について合意するよう求めた。中国は、締約国がそれぞれの歴史的責任を負担していないことに懸念を表明した。

附属書 I 締約国のさらなる約束：議長のAsheは、議題書(FCCC/KP/AWG/2010/9-10; FCCC/KP/AWG/2010/INF.2; FCCC/TP/2010/3; FCCC/KP/AWG/2010/MISCs. 2-5)を提出した。同議長は、次の問題について議論するコンタクトグループの会合を開催すると述べた：排出削減量規模(「数値」)；LULUCF、柔軟性メカニズム、手法論問題など「その他の問題」；法的問題；潜在的な影響結果。

その他の問題：事務局長のChristiana Figueresは、6月の会議における国連資産の損傷と行動規則違反に関する捜査について報告した。同事務局長は、WWF代表2名とOxfam International代表1名の責任であると述べた。

多数の発言者がこのような行動を強く非難した。G-77/中国は、サウジの国名プレートに対する「憎むべき」侮辱行為を非難し、これらの組織の出席停止を提案した。EU、アンブレラグループ、ツバルは、両組織が遺



憾の意を表し、ただちに対処していると述べた。米国は、この問題について決定するのは事務局ではなくCOPの権限であると述べた。Oxfam InternationalおよびWWFのトップは、この事件に関し公式に謝罪した。この謝罪を受け、サウジアラビアは、さらなる行動は求めないと述べた。

会合期間中ワークショップ: 月曜日の午後、「附属書I締約国全体で達成すべき排出削減量規模およびこれに対する附属書I締約国の個別または共同での貢献」に関する会合期間中ワークショップが開催された。

パートI: ワークショップ共同議長のLeon Charles (グレナダ) は、現在の約束のレベルおよび附属書I全体での排出削減量規模に関する締約国の評価に焦点を当てて議論するよう提案した。

日本は、排出削減量の全体規模をトップダウン方式で決定するのは、附属書I締約国にとり政治的に実行可能な手段ではないと強調した。同代表は、気温の上昇を2以下に抑えるには複数以上の経路があり、2020年は科学的には恣意的に選ばれた年度であると強調した。同代表は、排出削減量の議論には、全ての主要な排出国を含めるべきであり、そのような議論はAWG-LCAで行うべきだと強調した。

インドは、2経路達成には一人当たりの累積シェアに基づく炭素スペースの公平な配分を強調した。同代表は、先進国が炭素スペースを過剰に占有しているため途上国が物理的に利用できる炭素スペースが制約されていると結論付けた。

その後の議論の中で、日本は、歴史的な責任というのは排出削減量目標を決定する上で実用的な手法ではないと強調し、歴史的責任に関するデータは、法的拘束力のある合意の基礎となりうるほど十分確立されたものではないと強調した。インドは、公平な権利には先進国による将来の排出量分の支払いという意味合いもあると述べた。スーダンは、生存を公平性の「経験則」にすべきだと強調した。

PIC (ポツダム気候変動影響研究所) は、附属書I国の削減約束を、LULUCFを除いた「未加工の目標」と比較する手法を紹介し、実際の排出削減可能性との違いの大きさを指摘し、特に、BAUシナリオ、LULUCF、余剰AAUsの繰越は、2を大きく超える気温上昇を招くと指摘した。

SOUTH CENTREは、BAUシナリオと比較した場合、附属書I全体の名目上の約束は、1%の排出削減量に過ぎないと述べた。同代表は、「真の緩和を確保するため」目標の一層の強化を求めた。OECDは、現在の約束が経済に与える影響に関する評価を紹介し、国レベルでの市場ベース政策手法の導入は、附属書I諸国排出削減コストへの対応に役立つほか、国内レベルでの財政的な機会を提供すると指摘した。スーダンとボリビアは、市場ベース手法に対し疑問を呈した。

パートII: このセッションでは、次の項目に焦点を当てて議論した：LULUCFの量的な影響；附属書I締約国全体の排出削減に関する排出量取引とプロジェクトベースメカニズム；努力、達成、国情への配慮を確保；これらが附属書I締約国全体の排出削減量に与える影響。



EUは、4つのLULUCF算定規則オプションが全体排出削減量に与える影響に関してプレゼンテーションを行い、算定規則の違いは個々の附属書I締約国に大きな影響を与えるが、交渉により個別の締約国に与える影響の違いが縮小されたと指摘した。

ロシアは、国情への配慮の重要性を強調した。同代表は、AWG-LCAトラックとの整合性を求め、余剰AAUsの繰越を認めるよう求めた。

グレナダはAOSISの立場で発言し、全体の野心レベル向上に向けてのオプションを指摘した、この中には次のものが含まれる：余剰分の2020年の約束への組み込み；BAUを超えるLULUCFクレジットの排除；第1約束期間から第2約束期間へのAAUの繰越の排除；LULUCFクレジットの排除；締約国の約束の最大限レベルを志向するとの合意。

その後の議論の中で、EUは、最初に算定手法を決定し、その後、目標を設定する必要があると強調した。

CDM理事会は、CDMの規模拡大は附属書I国全体の排出量予算により多くのオフセットを提供することになるとし、これは更なる排出を可能にする一方で緩和の費用効果を高めると述べた。

AWG-KP副議長のMaceyは、7月30日金曜日に開催された森林管理算定に関するセッション前ワークショップについて報告した。同副議長は、議定書の環境十全性確保の必要性、透明性、責任、そしてデータの正確さに関する信頼性など、繰り返し提起されるテーマを強調した。同副議長は、LULUCFの参照レベルに対する他のLULUCF算定オプションという問題について、一部の締約国は、予測の根拠となる想定条件について信頼できる基準がないことを理由に、歴史的な期間の採用を支持していると指摘した。しかし、他の締約国は、国情に配慮するには、予測の方が優れており、森林部門へも必要なインセンティブを提供すると強調した。副議長のMaceyは、国情と責任、透明性、比較可能性とのバランスの議論に焦点を当てた。極端現象および森林管理に対するキャップの利用も議論された。同副議長は、附属書I全体の排出削減量に対し、LULUCFが貢献できる可能性は、この部門で採用される規則や手法にもよるが、最大限8%程度にとどまると結論づけた。

POINT CARBONは、AAUのバランスが炭素市場に相当な影響を与える可能性があるとし、認証排出削減量(CERs)の需要は2018年まで高いままと予想されると述べ、交渉の成果に関わらず予想価格が達成されるだろうと述べた。

THIRD WORLD NETWORKは、特にLULUCF、排出量取引、プロジェクトベースメカニズム、余剰AAUsに関する抜け道に焦点を当てた。同代表は、これらの抜け道は附属書I締約国の約束を1990年レベルまで排出削減するのではなく、逆にこれを超えるものになると指摘した。ワークショップは火曜日午前中に再開される。



AWG-LCA

議長のMargaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ)が、会合の開会を宣言、参加者は、議題書ならびに作業構成書を採択した (FCCC/AWGLCA/2010/9-10)。

COP 16成果文書の作成：AWG-LCAは、COP 16成果文書作成の問題について議論した (FCCC/AWGLCA/2010/8, 10 and MISC.5)。ノルウェーは、会合期間外の会議について報告し、7月12-13日にニューヨークで開催された気候変動の金融に関する国連ハイレベル諮問グループの第2回会合に焦点を当てた。メキシコは、カンクン会議に向けての準備状況を紹介し、7月15-16日の官民ダイアログについても紹介した。

議長のMukahanana-Sangarweは、AWG-LCAは「成果文書の全ての要素に対する実施法則の議論」を終わらせ、カンクン後に必要となるフォローアップについて計画すべきだと述べた。同議長は、COP 16の議長職は、成果文書の様式と法的な性格についてAWG-LCA 11での協議を続けると指摘した。

開会ステートメント：多数の締約国が、新しい議長文書は議論の土台として受け入れ可能であると述べた。G-77/中国は、多数の問題を公平に取り扱い、バランスの取れたものにする必要があると述べ、交渉の開始を支持し、議長文書を用いればこれを推進できると述べた。環境十全性グループは、将来のパッケージに盛り込む全ての要素を特定するよう提案し、文書の合理化を提案、野心レベルの増大を支持した。

アフリカグループは、文書改善のためのスピノフグループ結成を提案し、緩和とキャパシティビルディングの章を分けるよう求め、共有ビジョンに関し法的拘束力のある先進国中期目標を支持した。グレナダはAOSISの立場で発言し、AWG-LCA 11はでは法的形式に関する交渉を終わらせるべきだと述べた。

EUは、国際輸送の排出量と市場メカニズムに関する文章の挿入を支持した。同代表は、事務局に対し、各国の約束をとりまとめ、技術文書を作成するよう求めた。アンブレラグループは、森林、国際協議と分析(ICA)、緩和、MRVなどの問題では文章を練り直す必要があるとし、より確固とした、しかも実用的な表現にする必要があると述べた。

ベリーズは中米統合システム (CENTRAL AMERICAN INTEGRATION SYSTEM) の立場で発言し、350ppm および1.5°C目標での拘束力のある合意を支持し、適応や自主的な緩和およびキャパシティビルディングのための強固でアクセスが容易な資金メカニズムが必要であると強調した。エクアドルはALBA諸国の立場で発言し、300ppm目標で気温上昇を1-1.5°Cとするよう求め、気候と環境に関する特別委員会を提案した。ロシアは、全ての主要排出国と主要経済国を網羅した合意とすべきであり、全ての国の森林も対象にすべきだと述べた。トルコは、附属書 I国と非附属書I国の分類は、現状を反映していないと述べ、各国の分類を議論するコンタクトグループの結成を提案した。インドは途上国間で差をつけようとする試みに反対した。



ノルウェーは、意見の一致に至らない要素は、当面保留とすべきだと述べた。日本は全ての締約国の約束を一つの枠組みの中に収める成果文書で法的拘束力のあるものを支持した。同代表は、世界を京都と非京都グループに分けることに反対した。

米国は、この文書でコペンハーゲン合意から離れている箇所に注目するよう求め、全ての締約国を代表する法的拘束力のある成果文書を求めた。同代表は、米国内の気候政策に対する懸念に言及し、「カンクン会議の成功が、米国の法制によって決まるわけではない」と宣言した。

パキスタンおよびその他は、文書中に今ある括弧書きが意見の不一致の点を示す訳ではないと述べた。

スイスは、国会の承認が得られることを条件に、ファーストトラック資金に1億4千万スイスフランの追加資金を供与すると発表し、これにより2010-2012年の合計額は4億スイスフランになると述べた。

ニュージーランドは、法的形式に関する議論、MRVおよびICAでの進展、市場への明確なシグナル、民間部門の役割の重要性を支持した。

国際商工会議所は、ビジネスおよび産業NGOsの立場で発言し、民間部門に明確さと予測可能性を提供する成果文書を求め、ファーストトラック資金の開始、確固としたMRV体制の成果を求めた。地球の友インターナショナルは環境NGOsの立場で発言し、改定文書は「バランスがよくなった」と評価する一方、地球規模の目標と歴史的責任の認識を求めた。同代表は、市場制度の議論をAWG-KPからAWG-LCAに移すことに懸念を表明した。

AWG-LCAコンタクトグループ：議長はMukahana-SangarweはAWG-LCA コンタクトグループの第1回会合の開会を宣言した。同議長は、次の問題を議論するスピノフグループの結成を提案した：制度アレンジの全体的な一貫性；共有ビジョン；先進国による緩和；途上国による緩和行動；市場など、緩和行動のための多様な手法；適応；技術移転。同議長は、さらに、セクター別アプローチ、バンカー燃料、経済移行国および特殊事情の諸国、成果文書の形式、AWG-KPとAWG-LCAの共通の懸念問題についても、追加協議が行われると指摘した。

数名の参加者は、多数の議論が同時に開催されることへの対応方法に懸念を表明し、他の者は、注目する必要がある特定の問題に焦点を当てた。数名の代表は、今後の進め方がわからないでいた。サウジアラビアは、対応措置に関するグループの結成を求め、AWG-LCAとAWG-KPとの共通のまたは「共有のスペース」に関する協議開催に反対した。フィリピンは、資金に関するグループ結成を求め、数カ国は、キャパシティビルディングに焦点を当てた。ロシアは、明確さや透明性の欠如に焦燥感を表明した。

議長はMukahana-Sangarweは、同時開催の会議が多すぎるとのコメントを指摘し、他の問題を議論するスピノフグループ追加という他の意見も指摘した。広範な議論の後、同議長は、火曜日午前中まで会議を中



断し、同議長としては、共有ビジョン、緩和、適応、そして資金や技術およびキャパシティグループを話し合う4つのグループへの変更を提案するつもりであると述べた。

廊下にて

会議初日、廊下での議論は、6月におきたサウジアラビアの国名プレートに対する破壊行為の問題が中心であった。この問題は月曜日午前中のプレナリーでも取り上げられ、サウジアラビアは、犯人と断定された個人の所属する WWFおよびOxfam Internationalの謝罪を受け入れた。プレナリー後、多数の参加者が、この問題を外交的に手際よく扱ったサウジアラビアと、個人的に謝罪するためボンに代表トップを送りこんだ両NGOsを称賛した。大半の参加者は、この問題の友好的な解決に胸をなでおろしたが、プレナリーの貴重な時間を使いすぎだと感じた者もいた。

数名の参加者は、今年中は気候関連の法制の審議を進めないとした米国上院の最近の決定について論じていた。しかし反応は一部の者が心配していたほどではなかった。「このニュースを解釈するには1週間ほどしかなかったし、今の時点で何か言うべきことがあるかどうか分からない」とある交渉担当者は説明した。

一方、月曜日夜遅くの会議から出てきたAWG-LCAの参加者は、作業構成に関する混乱に明らかにいらだっていた。「多数の問題があるのに、全てをスピンオフグループでどう対応させるか、考えるだけでも難しい」と、あるオブザーバーは同情したが、「それでも、いつどうやって話し合うのか、一晩中議論しないで済めばもっと良かっただろう」と付け加えた。

GISPRI 仮訳



2010年8月4日(水)

AWG-LCA 11および AWG-KP 13ハイライト:

2010年 8月3日(火)

火曜日午前、AWG-KPは、附属書I国の排出削減の数値に関する会合期間中ワークショップを終了した。その後、附属書I国の排出削減やLULUCF等の「その他の問題」、法的問題に関するコンタクトグループでの討議が行われた。AWG-LCAは主要コンタクトグループの作業を継続し、残りの日程の作業構成に合意した。その後、午前の残り時間と午後中、各国政府代表は非公開の草案グループに分かれて会合を行った。火曜日は緩和、適応、資金・技術・キャパシティビルディングの3つのグループ会合が行われ、各テーマの集中討議が行われた。また、議長改訂テキスト(FCCC/AWGLCA/2010/8)の議論も開始された。

AWG-LCA

AWG-LCA コンタクトグループ: AWG-LCAのMukahana-Sangarwe議長は、組織に関する月曜夕方の議論は残念であると述べ、透明性に関するロシアの懸念を認めた。提示された諸見解をベースに改訂されたプランの概要と4つの草案グループを含めたスケジュール案を示し、AWG-LCA 会期中の各グループの会合スロット数について、緩和(8回)、共有ビジョンおよびレビュー(3回)、適応(7回)、資金・技術・キャパシティビルディング(8回)になると説明した。さらなる議論の後、この全体的なアプローチが政府代表による承認を受け、草案グループでの会合に分かれた。

緩和 草案グループ: Mukahanana-Sangarwe議長が進行役を務める緩和に関する草案グループは火曜午前と午後で開催された。先進国の締約国毎の適切なコミットメントまたは行動(バリ行動計画パラグラフ1b(i))に関する議長テキスト草案(FCCC/AWGLCA/2010/8)に対するテキスト上の提案について議論が集中した。各国の提案は多岐にわたり、ベースラインおよび目標年; 全体の排出削減範囲; 合意の法的拘束力の性質; 目標および柔軟性メカニズムの記載を含めた京都議定書との関係; その他の市場メカニズムの利用および参加資格; 附属書I国の性質および変更; 努力の比較可能性; 「コミットメント」または「目的」の言及; 対応措置; MRV 規定; LULUCF; 遵守ガイドライン; 報告および国別報告書; 持続可能なセクター別の消費・生産; 歴史的な排出量; すべての締約国による低排出計画の策定、などトピックは多岐にわたった。

水曜午前から同グループで先進国による、途上国の適切な緩和行動(NAMAs)(BAPパラグラフ1b(ii))に関するテキスト案の本文に対する提案を行う予定。

適応 草案グループ: Kishan Kumarsingh(トリニダード・トバゴ)が進行役を務め、制度アレンジや、議長テキスト(FCCC/AWGLCA/2010/8、1章パラグラフ13及び2章)の中での適応と緩和の平等な取扱いについて、集中討議が始められた。解決が困難なイシューを掘り下げる前に問題の少ない論点を扱うという方法

に反対の声があがった。途上国の多くは損失被害に対する配慮が欠如していると指摘した。

数ヶ国の政府代表は、適応問題の横断的な特徴が新たな草案グループ間の分裂を招いているとの懸念を示した。また、テキストの中の各種要素の実施時期に関する理解を向上させるため、実施のタイミングに関する言及をテキストに盛り込むべきだとの提案がなされた。

午後には、Kumarsingh進行役より、グループ討議のフレームワークとなる一群の問題（制度アレンジ；適応の目的と範囲；共有ビジョン；実施；支援）が紹介された。制度については、新たな制度が必要かどうかで意見の食い違いが生じた。必要とされる新たな機能の複雑さを理由に多くの途上国が適応組織の新設を主張する一方で、先進国は総じて機能面のギャップを特定・排除した上で現行制度を活用することを主張した。制度の形式としては、UNFCCCの下での適応委員会の創設や監督機能を強化した適応に関する補助機関の創設といった案が出された。適応に対する「国家主導のアプローチ」が意味する内容を明確にするため、ある途上国は、行動に係わる負担ではなく、ニーズの特定について言及しているはずだと指摘した。多くの締約国は、適応のガバナンス構造の単純化・迅速化が目的であるならば、付加的な官僚組織は役に立たないと主張した。

資金、技術、キャパシティビルディング 草案グループ： Dan Reifsnnyder (米国)が進行役となり、資金拠出の問題、特に、緩和、適応、キャパシティビルディングおよび技術移転に関するファンド提案や、資金調達に関して助言を行えるようなテーマ別組織との制度的な連携 (FCCC/AWGLCA/2010/8、1章パラグラフ 60、3章、パラグラフ 9-14) に関する議論が始められた。多くの発言者が「専門化された融資窓口」の可能性を指摘していた。ある政府代表は、関連するテーマ別の組織からのインプットをベースに、COPが資金調達に関するガイダンスを提供すべきと述べた。また別の参加者は、いかなる融資のプロセスにも政策的助言や財源の配分に関する決定や、それらの決定への説明責任を含めるべきだと述べた。融資窓口の運用方法を不安視する意見がある一方で、過度に官僚的なプロセスへの警戒も見られ、迅速な資金拠出につながるような単純なプロセスが良いとの意見が示された。また、ガバナンス構造や国別の実施機関、窓口が多すぎる場合に資金拠出の効果が希薄になるのかという点が議論の焦点となった。

その後、テキストについてパラグラフごとの検討が開始された。数名の参加者が、6月に同テキストではほぼ合意に至っていたことを指摘。ファンド設立に係わる文言については、途上国が、ファンドに対するCOPの権限を再確認することを提案した。REDD+ (テキストには緩和活動として引用されている)に関する具体的な記載を削除する方が良いと、ある途上国グループが主張したが、別のグループが反対した。また、ある途上国の参加者が炭素回収・貯留(CCS)への資金拠出について記載することを提案したが、これも反対された。ある附属書I国の代表は文章の重複を指摘し、これを統合するよう提案した。

草案グループ会合は水曜日午前も行われ、ファンドならびに新たな資金メカニズムの組織案(3章パラグラフ14-15)についての検討が再開される予定である。

AWG-KP

会合期間中ワークショップ：附属書I国の排出削減規模に関する最後のパートを討議するため、期間中ワークショップ参加者は火曜午前に再招集され、附属書I国によるLULUCF、排出量取引、プロジェクトベ-



ス等のメカニズム利用による数値的な影響; 各国の諸事情; 附属書 I 国の排出削減に係わる影響、などの問題に関する議論が続けられた。

中国は、途上国と先進国と一緒に議論することを憂慮し、「すでにUNFCCCや京都議定書で定められている」として、「コモン・スペース」をつくることへの懸念を示した。

AAU需要に関する質問を受けて、取引コストと純粋なプロジェクトベースのメカニズムへの志向の高さから、余剰AAUの需要は非常に低水準だと推測されるとPOINT CARBONが返答した。第三世界ネットワークは、科学が求める野心レベルを確保するには、排出削減の抜け穴問題対策が必要だと指摘し、CDMのアカウンティング問題における非追加性の問題への懸念とともに、現在提案されているオフセット規模の場合、先進国が途上国に緩和の負担を移転させてしまうとの懸念を示した。

Part III: 京都議定書に基づく附属書 I 国の排出削減の誓約に係わる透明性の向上が議論の中心となった。

スイスは、環境と技術の情報が誓約の透明性確保に不可欠であり、野心レベルや努力の比較可能性に関する議論の土台としても必須であると述べた。また、予想される柔軟性メカニズムの利用や国内的な削減措置、LULUCF利用等を主要課題として特定した。

ボリビアは、最大気温上昇幅を1.5-2°Cで担保するには、残り的大気への排出量は選択した基準によって割り当てられるべきだとし、(人口を基にした) 衡平性と歴史的責任の両方を支持した。また、先進国は大気スペースを「過剰に使用」してきたため、途上国に気候負債を負っているのだと主張した。さらに、コペンハーゲン合意の下での附属書 I 国の誓約は、今後10年の排出量を133 Gt CO₂としているが、2°Cシナリオでの排出量は120 Gt CO₂しかない計算になり、先進国は大気スペースの公正な割当分以上を使用していくことを意味しているのだと述べた。

ウガンダは、気候変動に対する各国の歴史的寄与分に応じて、どの国も資金を出すべきだと述べ、拠出された資金は全球的な大気の過剰使用を防止する排出削減対策に利用することを主張した。ニュージーランドは、国別報告書に努力の比較可能性に関する情報を盛り込むが、緩和ポテンシャルなど、いくつかの有益な要素は検討されないと述べた。

AWG-KPのMacey副議長は、議論の中で繰り返し浮上するテーマである、LULUCFルールやメカニズムの利点と各国への影響に係わる不確実性; 市場に対する余剰 AAU問題を含む、ルールやメカニズムのインパクト等に言及した。

「その他の問題」 **コンタクトグループ:** AWG-KP 副議長 Adrian Macey (ニュージーランド) より、LULUCF に関する文書 (FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.2)、柔軟性メカニズムに関する文書 (FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.3)、方法論バスケットに関する問題に関する文書 (FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.4)の紹介があった。

LULUCFについては、Marcelo Rocha (ブラジル) およびPeter Iversen (デンマーク)が進行役を務める非公式協議で検討し、柔軟性メカニズムと方法論バスケットについてはMacey副議長が進行役の分科会で討議することが合意された。AWG-KPの Macey副議長は、選択肢の絞り込みについては進展があると言及しつつ、

最も注意を要する諸問題についての指針を締約国に求めた。森林管理会計のワークショップの中で、参照レベルに関して満場一致になったことは無いと言明しながらも、このアプローチを模索するべく「広範な意欲」が見られ、確固たるレビュー・プロセスを通じて参照レベルに根拠を与える複数の仮説を明確にし、取り上げる可能性があったことを指摘した。

AOSISは、特に、収益の一部 (SoP) の拡大、遵守、新ガス、余剰AAUの繰越し問題などについて、さらに議論する必要があると強調した。EUは、メカニズムに関する改正事項に関する議論を求め、LULUCFでは参照レベルや不可抗力、伐採木材製品(HWP)に焦点をあてるべきだと主張した。

LULUCF: 午後からは、「その他の問題」コンタクトグループが、LULUCFに関する非公式協議に入った。Marcelo Rocha進行役は、今後のAWG-KP議長作成テキストの下での検討用ノンペーパー作成のため、締約国に不可抗力やHWP、参照レベル、キャップに関する情報提供を呼びかけた。争点となったのは不可抗力に関する問題で、参照レベルとの関係、人為起源または人為的ではない事象からの土地正常化のための“タイムアウト”などを含めた問題を関連する課題として特定していた。

附属書I国の排出削減(「数値」)コンタクトグループ: 午後のコンタクトグループでは、期間中ワークショップの成果と共同議長のテキスト草案 (FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.1) について議論が集中した。Lefever共同議長は、現在の誓約のレベルやLULUCFとメカニズムの定量的な影響、および透明性向上の評価に関する評価に関して、ワークショップでテクニカルな良い議論を行うことができたことを指摘した。

サウジアラビアは、ブラジル、スーダン、インド、中国とともに、ワークショップでの多くのプレゼンテーション、特に非附属書I国を対象としたものは、AWG-KPのマンデートの枠から外れたものであると主張した。また、ワークショップのサマリーでは、グループのマンデートの枠内の問題だけの総括を反映させるべきだと述べた。「AWG-KPのマンデートについて政治的にも技術的にも実現不可能であり、京都議定書の下で今後の約束期間を想定することはない」との見解を示した日本のプレゼンテーションに対し、中国は失望感を表明した。また、科学的な必要性和歴史的責任の両方を満足させる野心レベルを強調し、締約国は抜け道をひとつずつ塞いで行く努力をすべきだと述べた。

EUは、環境十全性を揺るがすことのないよう、余剰AAU繰越しの影響と全体の目標に関するLULUCF算定ルールに対処することが重要だと指摘した。より広範な文脈が重要であるとして、EU、日本、ロシア、ニュージーランドは、ワークショップで発表された各種見解を事実即してバランス良く説明するよう求めた。

アフリカン・グループは、次期約束期間までに想定されうる空白期間についての理解を深める上でワークショップが有益だったと述べた。AOSISは、誓約の実効性を担保するため、締約国は「大気に見えるもの」を指針とするべきだと述べた。

共同議長のテキスト草案について、AOSISは、SoP拡大や温室効果ガス(GHG)一覧の拡大、AAU繰越し等に関する提案を含めた同グループのサブミッションが盛り込まれていないと述べた。

EUは、サブミッションの中に、余剰AAU繰越しに関する議定書改正案、新メカニズムの記載、これらのメカニズムに基づいて創出された単位の交換可能な方式での移転などを盛り込んだと述べた。

法的問題 コンタクトグループ: 第1約束期間と次期約束期間の間のギャップに関する法的懸案事項に関する事務局ペーパー(FCCC/KP/AWG/2010/10)に専念した。事務局は、テキストを「国連または事務局のプランB」と捉えるべきではないと強調することから説明を始め、すべての法的オプションを取り上げてはいないと述べた。また、締約国には代替案の提示も可能だと説明し、法的文書の採択に係わる解釈が各締約国の特権であると述べた。ペーパーでは、脱退や暗黙の支持などの、速やかな発効を可能にする改正手続きの変更；受諾に関する法的文書の閾値の引き下げ；条約法に関するウィーン条約が定めた、改正事項の暫定的適用；第1約束期間の延長を含む、数種類の約束期間ギャップへの法的な対応策の概要を示している。とりわけ、暫定的な適用については、国内法との整合性の問題が出てくるが、それはケース・バイ・ケースで解決しなければならないとの見解を示した。

今後発生しうるギャップの影響については、事務局は、3.1条(QELROs)に基づく約束以外の京都議定書の要素すべてが、期限の定めなく設定されたものだと指摘した。さらに、メカニズムまたは制度は、3.1条(QELROs)に基づく締約国の義務の遵守を支援するものとして特徴づけられると指摘し、それらが今後も継続しつづけるかどうかは「疑わしい」と述べた。メカニズムに関しては、これらをUNFCCCの究極目標と一致したクリーン開発を促進するという幅広い目的を有するものとして位置づけるならば、約束期間のギャップによって、これらの制度が中断されることはないとの見解を示した。

サウジアラビアは、ボリビアとともに、彼らの今次会合への参加が今後、何らかのギャップを受け入れることを意味しないと述べ、京都議定書の下での第2約束期間のための合意を焦点にすべきと述べた。

中国は、交渉における附属書I国のこれまでの発言に鑑み、附属書I国が議定書の存続に全く前向きでないことから、法的問題について議論する意味があるのか疑問であると述べた。また、附属書I国は本当に「ギャップ回避」を望んでいるのかとの疑問を投げかけた。

オーストラリアは、ギャップ回避を望む意思を示し、他の国々が逆の見方をしていることが残念だと述べ、テクニカルな問題を議論することを提案した。EUは、ギャップが生じた場合CDMが継続するのははっきりしないと述べたが、それは締約国の決定次第であり、CDMの存続を信じていると述べた。また、ギャップ回避のため、あらゆる努力をすべきであると強調し、気候変動に対する現実的な解決策はAWG-KPとAWG-LCAでしか採り上げられないと強調した。

日本は、ペーパーに約束期間ギャップに係わるネガティブな法的影響が示されていると指摘し、それによって環境への悪影響もあると述べた。しかし、すべての主要排出国が参加する全般的な合意が実現できなければ、それによる環境への影響はもっと大きくなると強調した。また、より公平で実効性ある新たな法的枠組みを構築することこそが、最善のギャップ問題の対策であると力説した。



廊下にて

火曜のコンタクトグループ、草案グループでは、当初、進行のしかたをめぐり、「一般的な意見交換から始めたい」という意見と「回り道せずにはすぐパラグラフごとの交渉に入りたい」という意見があり、一部のグループの中で意見の相違が見られたものの、グループ内で詳細な作業が開始されたことを多くの政府代表が喜んでいて、一日を終える頃には、議論は交渉モードに移行した。ある外交官は「テキストについて話せる状況になったことが嬉しい。どうやって交渉するのかということ交渉し続けることにウンザリしていた」と話した。とは言え、皆が進展に満足した訳ではない。資金グループの参加者の中には、6月からの議論の蒸し返しになるのではとの不安をもらす者がいた。

その一方で、いくつかの先進国は法的問題コンタクトグループの作業開始に満足な様子だった。「これで、ようやく幅広い問題を討議する余裕ができた。」これに対して、途上国の参加者はもっと慎重で、そうした交渉も何ら「プラン B」や約束期間のギャップの受け入れを示唆するものではないとして苛立ちを示した。「第2約束期間について我々はさらに主張していく」と、あるG-77/中国の参加者は話していた。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold, Miquel Muñoz, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Chris Spence. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - August 2010 can be contacted by e-mail at <chris@iisd.org>.



2010年 8月 5日(木)

AWG-LCA 11およびAWG-KP 13ハイライト

2010年8月4日水曜日

参加者は、コンタクトグループおよび非公式協議を開催し、広範な問題について意見を交換し交渉した。AWG-LCAでは、共有ビジョン、緩和、適応、資金を議論する会合を開催した。AWG-KPでは、附属書I国排出削減量、LULUCF、メカニズム、手法論問題に関する会合を開催した。

AWG-LCA

共有ビジョン草案作成グループ:参加者は共有ビジョンに関する議長文書(FCCC/AWGLCA/2010/8, Chapter 1)について議論した。長期ビジョンの目的および範囲(パラグラフ1)に関し、途上国は、公平性および共通するが差異ある責任の概念を中心にビジョンを組み立てるよう提案した。また途上国は、共有ビジョンでは全ての実施上のギャップを取り上げるべきだと提案した。ある途上国代表は、先住民、女性、子供、移民の権利など人権に関する文章を提案した。

排出量削減と地球の気温(パラグラフ2)に関し、ある途上国代表は、「一人当たりの歴史的累積排出量に基づき」行動すべきだとする文章を追加した。ある途上国グループは、地球の気温を産業革命前のレベルから「1.5 をはるかに下回る上昇を抑えて」おくべきだと述べた。しかし、別の途上国代表は、特定の気温限度への言及を取り除くよう求めた。また参加者は、次の項目に関する文章を提案した:特別な国情;人口と附属書I締約国の「気候排出債務」に基づく2015年までの炭素予算の振り分け;長期的には大気濃度を可能な限り産業革命前のレベルに近いところまで戻す。

緩和に関する草案作成グループ:このグループは、数時間を割いて、途上国の、国毎の適切な緩和行動(NAMAs)について議論した。締約国は、議長文書(1章、パラグラフ 28-51)に関し多数の文章提案を行い、この文書は3頁から11頁に膨れ上がった。提案された問題は広範にわたり、この中には次のものが含まれた:新しい報告書作成要項;MRVとICA;NAMAsのタイプと範囲;国家の主権;NAMAレジストリ;NAMAsに対する支援;国家が支援するNAMAs;各国のインベントリ;SIDSおよびLDCsにおける特別な報告書作成条件。時間の不足から多数の締約国が提案を行えず、会議は木曜日午前中に再開される。

適応に関する草案作成グループ:参加者は、2つの少人数による非公式草案作成グループに分けることを決定し、構成に関し新しいアイデアを出し合うこととなった。(2章、パラグラフ 7) 少人数グループに分かれる前、ある途上国代表は、国際気候保険機関設置に関するパラグラフの追加を提案した。参加者は、午後、元の草案作成グループでの会合を再開し、それぞれの提案を提示しあった。ある先進国グループは、望むべ



くは既存の組織を通して、ガイダンスや助言を提供することに焦点を当てるよう提案した。しかし、途上国は、条約の下での適応委員会設立を提案し、この委員会がガイダンスを提供するだけでなく、適応プロジェクトにおいても役割を果たし、技術的な支援と助言を提供すると述べた。この草案作成グループでは、委員会の機能的役割について検討し、全体としてプロジェクトに関する決定を行うのではなく、COPの指針に基づき、技術面の評価を行い承認することを明確にした。

資金、技術、キャパシティビルディングに関する草案作成グループ：午前中、参加者は、資金問題に関する意見交換を行い、特に新しい基金に関する文章について意見を述べ、資金メカニズムの新しい組織を提案した。(3章、パラグラフ 8-15)

参加者は、調整やCOPおよび他のガバナンスへのガイダンスまたは全体的な機能について、新しい組織が扱うのが最善かどうかで、異なる意見を表明した。(パラグラフ 14) 先進国数力国は、既存の制度でもその機能は果たせると述べた。しかし、ある途上国代表は、新しい組織が監督および協調という重要な機能を果たすことを希望した。2つの締約国が、「組織フォーラム」(パラグラフ 13)の役割に注目し、あるものは、そのようなフォーラムは新しい組織または既存の制度のものとなる機能の一部を担えるのではないかと提案した。

資金の運用に関し、ある先進国代表は、コペンハーゲンと同じ議論に立ち戻ることへの懸念を表明した。また同代表は、資金への「直接のアクセス」という表現については、さらなる明確化が必要であると、世界銀行を基金の受託者とすることを提案した。

新しい基金の理事会に関し、途上国は、COP 17ではなくCOP 16でのメンバー指名を希望した。多数の途上国が、理事会の構成を、国連の各地域グループから3名、SIDSから2名、LDCsから2名の19名とする提案への支持を表明した。一部の先進国は、資金提供国と受益国のバランスをとる構成を希望した。これらのパラグラフに関する議論は、午後もBurhan Gafoor(シンガポール)を進行役とするスピノフグループで続けられ、締約国は一貫性と協調についてもさらに議論した。

午後遅く、締約国は、資金源の問題について議論した。(3章、パラグラフ 1-7) 各国は、資金源および資金の額についてこれまでの立場を繰り返し、コペンハーゲン合意の役割、公的資金に対する民間資金、先進国の資金供与額のGDP比での評価、新規の追加的な資金供与、資金の配分、資金の予測可能性を適切性、ファーストトラック資金供与、運用、2013年以後の資金供与を先進締約国によるものとするか全ての締約国によるものとするか、透明性、条件付与、気候変動に関する資金供与についてのハイレベル諮問グループの役割、長期的な資金供与と配分については、それぞれ特別なコメントが述べられた。草案作成グループおよびスピノフグループは木曜日に再度会合を開く。

AWG-KP

「数値」に関するコンタクトグループ：このグループでは、全体の野心レベルへの影響に焦点を当てた。共同議長のCharlesは、会議の残りの時間、技術面の交渉で登場してきたオプションに基づき、推計される範囲の提示について意見を述べるように締約国に求めた。特に、このような範囲が排出削減規模に与える影響に対応するオプションを求めた。

余剰AAUsの利用とその繰越に関し、共同議長のCharlesは、これまでの議論から、余剰AAUsは2020年で0.3-0.6 Gt CO₂/年の範囲、繰り越し分は合計で7-11 Gt CO₂と推計されると述べた。同共同議長は、既存の規則の適用、需要側または供給側での措置、キャップの利用または利用の制限、課税など、この範囲の影響に対応するオプションを指摘した。

EUは、課税は最も複雑なオプションであると主張した。サウジアラビアは、他のAWG-KPグループでの議論とどう結び付けるか疑問を呈した。ニュージーランドは、異なるオプションが特定の締約国に不釣り合いな影響を与える可能性があるとして強調した。

LULUCFに関し、共同議長のCharlesは、LULUCFクレジットで予想される利用割合は交渉されている特定のオプションの選択次第で、5-8%またはこれを下回る可能性があるとして述べた。同共同議長は、実際の排出削減の影響に対応するオプションとして次のものを挙げた、既存の規則の適用、LULUCFクレジットの利用制限またはシステムからの排除、LULUCFクレジットが含まれる場合の余剰分の排除、議定書3.7条（QELROsのAAUsへの転換）に関するLULUCF規定の適用廃止。

ブラジルは、中国、ノルウェー、ロシアとともに、LULUCFグループの専門家を加えると議論も改善すると述べた。アイスランドは、LULUCFを抜け穴と見るべきでないと述べた。ニュージーランドは、森林はフローではなくストックと解釈されるべきだと述べた。

メカニズムに関し、共同議長のCharlesは、CDM CERsの需要は5-6 Gt CO₂規模と推計されると述べた。同共同議長は、排出削減への影響は現在の規則を用いる一方、新しいメカニズムを導入し、CERsの追加性を強め、メカニズムおよび補足性にキャップをかけることで対応できると強調した。EUは、これらの文章は、メカニズムに関する現在の文書の中で練り上げられると指摘し、ニュージーランドと共に、政治的な決定が求められると述べた。

共同議長のCharlesは、これらの議論後、余剰AAUsのオプションについては詳しい概要を示す必要があり、LULUCFのオプションはLULUCFコンタクトグループとの合同会議開催で利益を受けるとし、メカニズムに関する追加会議の開催が有用であると述べた。



「その他の問題」グループ：このグループは、LULUCF、メカニズム、手法論の「バスケット」について非公式協議およびグループ会議を開催した。

「問題のバスケット」の協議：午後、手法論問題のバスケットに関する非公式協議は、議長メモ（FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.4）を用いた問題ごとの議論に移った。参加者は、新しいガスと共通の算定方式について議論した。副議長のMaceyは、締約国に対し、それぞれのアイデアを練り上げ、締約国間の問題を解決し、アイデアを新しい草案に盛り込むため事務局に提出するよう求めた。

柔軟性メカニズム：締約国は、AWG-KP副議長のMaceyを進行役とする、柔軟性メカニズムに関する非公式協議を開催した。（FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.3）この協議では次の問題について議論した：CDMでのCCS；CDMでの原子力エネルギー；標準化ベースライン；CERs；CDMのコベネフィット；割引係数；共同実施（JI）；JIのコベネフィット；繰越；CERの発行分の一部徴収；排出量取引；新しい市場メカニズム；補足性。

ある先進国代表は、プロジェクトベースメカニズムの取引コストの高さおよびベースライン決定が複雑さを増していることを指摘し、CDMは改善可能であり、セクター別メカニズムで補えると述べた。AWG-KP副議長のMaceyは、文書には既にオプションが明確に記載されているとして、この時点では文書をさらに改善する余地がそれほどないと指摘した。

LULUCF：共同議長のRochalは、伐採木材製品（HWP）の問題を提起し、LULUCFに関する議長メモ（FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.2）にはLULUCFの下でのHWPに関する一連の規則設定またはHWPのセクション排除というオプションが含まれているとコンタクトグループに説明した。

ニュージーランドは、HWP問題での進展を支持し、環境十全性と透明性の原則の検討を支持した。同代表は、HWP生産国の排出責任、ギャップ回避のための責任措置、HWPの持続可能な利用に関する規定を含めるよう提案した。ベラルーシとシンガポールは、排出量の重複計算回避、トラッキング情報、他の部門の影響可能性に関する懸念を指摘した。ツバルは、ニュージーランド提案に関する更なる議論を支持し、特に森林の定義の明確化、自然林を生産林に転換する逆インセンティブの可能性の明確化が必要と強調した。

中国は、森林および他の部門での影響可能性を明確化するよう求めた。ブラジルは、CDMの枠の中でのHWPについて、特に追加性に関する懸念を指摘した。スーダン、持続可能な管理がされた森林に関する文章を入れるよう提案し、EUは、森林管理を義務とするよう提案し、重複計算に対処し一貫性を改善するため、手法論問題についてさらに議論するよう述べた。

午後の非公式協議で、締約国は、次の問題に関する4つの提案を提起した：森林管理の計算；不可抗力；HWPの利用；参照レベルを含める提案。共同議長のRochalは、これらの提案をノンペーパーに盛り込み、AWG-KP議長の検討に付すため提出すると述べた。締約国は、木曜日午前中に議論を再開する。



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/AWG-LCA11&AWG-KP13/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

廊下にて

水曜日、いくつかの交渉グループでは提案が相次ぎ、参加者の一人はこれを「文書爆発」と評した。交渉は草案文書の検討作業に入り、一部の締約国は、早速、それぞれ文書に関するアイデアや優先課題、交渉材料を提示していた。緩和グループは、3頁の文書が3時間のうちに11頁に膨れ上がるのを目撃することになり、共有ビジョンを議論するグループでも文書が急速に拡大していた。

「これこそまさにAWG-LCA議長が求めていたものではないか。」とある参加者は述べた。「また同じ手順を踏むとは信じられない。12カ月前に戻った気がする。」と別の者は述べた。

しかし、適応グループでは、もっと前向きな話があり、一部の参加者は、制度アレンジの議論の後、「楽観している」と評した。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold, Miquel Muñoz, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Chris Spence. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - August 2010 can be contacted by e-mail at <chris@iisd.org>.



2010年 8月 6日(金)

AWG-LCA 11およびAWG-KP 13ハイライト

2010年 8月5日 木曜日

コンタクトグループ会合および非公式の会合が開催され、参加者は作業を続けた。AWG-LCAでは、共有ビジョン、緩和、適応、資金、技術、キャパシティビルディング、成果文書の形式に関し会議が開催された。適応および資金に関する草案作成グループの合同会議も開催された。AWG-KPでは、附属書I国排出削減量、LULUCF、メカニズム、潜在的な影響結果、手法論問題を議論する会議が開催された。

AWG-LCA

共有ビジョンに関する草案作成グループ：参加者は議論を再開し、議長文書 (FCCC/AWGLCA/2010/8, Chapter 1)に多数の追加提案を行った。排出削減および全球気温(パラグラフ2)に関し、ある途上国は、1.5°Cおよび350 ppmを限度とすることを提案した。しかし、ある先進工業国は、コペンハーゲン合意では1.5°Cではなく2°Cが、世界の首脳の合意を得ていると述べた。同代表は、この目標は推奨し方向性を与えることを意図しているが、一定の公式に基づき大気に関する権利を分割する実施令ではないと述べた。ある途上国は、これに応じて、コペンハーゲン合意はCOPの採択を得ておらず、法的拘束力のある文書ではなく、本来UNFCCCの成果文書は、全ての締約国が合意すべきものだとして述べた。

2020年までに世界の排出量のピーク達成という文章(パラグラフ3)に関し、ある途上国は、この期限を2015年に変更するよう提案した。途上国数力国は、ピークさせる時点は附属書I締約国のみに適用すべきと述べた。ある途上国は、条約に則るなら附属書I締約国の排出量は2000年にピークアウトさせるべきだったと述べた。

2050までの世界の削減量に関する文章(パラグラフ4)について、ある途上国は、「歴史的な排出量に基づく世界の大气資源への公平なアクセス」という文章を提案した。一部の先進国は、2050年までに世界の排出削減量を「少なくとも50%」とするの目標を提案し、あるものは附属書I締約国全体では2050年までに「約80%」とすることを提案した。ある途上国は、附属書I締約国の2050年での目標は「途上国が排出削減量の残りを引き受けることを意味するものではない」との文章を提案した。同代表は、途上国の貢献は附属書I締約国が資金および技術の移転に関する約束を守るかどうかにかかっていると述べた。

緩和に関する草案作成グループ：グループは木曜日に4回の会合を開催した。NAMAs (BAPパラグラフ1(b)(ii))の草案作成グループは午前中に、午後には2つのスピノフグループ、REDDプラス(パラグラフ1(b)(iii))に関するスピノフグループと市場メカニズム(パラグラフ1(b)(v))に関するスピノフグループが並行して会合を開催し、セクター別アプローチ(1(b)(iv))に関する草案作成グループも午後に会合した。



参加者は、先進国による緩和約束ないし行動（パラグラフ1(b)(i)）ならびにNAMAsに関しては、草案作成グループによる他の全ての緩和問題に関する議論が行われるまで、スピンオフグループを設置しないことで合意した。

NAMAs: 締約国は、NAMAsに関する文章提案の検討を続けた、これにはMRV、ICA、締約国の特徴づけ、SIDSおよびLDCsに関する特別規定、支援の特定が含まれた。途上国は、NAMAs実施に対する資金、技術、キャパシティビルディングの提供を確保する緩和メカニズムの設置に関する文章を提起した。

REDDプラス: このグループは、議長文書草案の6章を議論するとの考えの下、非公式に会合した、この文書はコペンハーゲンからのものであり、多数の参加者が「ほとんど合意できている」と述べている。しかし、一部の途上国から異議申し立てがあり、このグループは、1章のパラグラフ52と53にまたがる議論に焦点を移した。改正案には、REDDプラスとして検討すべき範囲および活動の変更、「その他」の活動を含めることなどが含まれた。

市場メカニズム: 締約国は、市場メカニズム（1章、パラグラフ58、および7書）に関してコメントした。ある主要途上国は、貿易制限の可能性、区別、責任、報告書作成を強調した。同代表は、附属書1締約国は約束遵守のため、UNFCCCの認可する制度のみを利用すべきだと述べた。別の途上国代表は、市場メカニズムはAWG-KPで取り上げるべきだと述べた。このほか、コメントの中で焦点が当てられた問題には、新しい市場メカニズムの設置；民間部門の役割；先住民の権利；メカニズムへの「自主参加」；石油補助金の排除；生活様式および消費パターン；オフセット；削減量および除去量の追加性と十全性；制度の地理的バランスおよび部門別のバランス；国内政策の活用；および方法および手順の開発。

セクター別アプローチ: セクター別アプローチ（1章、パラグラフ54-57および9章）の議論では、主にバンカー燃料に焦点が当てられ、一部のものは農業部門についてもコメントした。多数の締約国が、国際航空輸送および国際海上輸送での温室効果ガス排出量への対応における国際民間航空機関(ICAO)および国際海事機関(IMO)のそれぞれの役割について、そしてUNFCCCとの関係について提案した。締約国は、バンカー燃料に関する全ての措置に共通するが差異ある責任の原則を適用する必要性、バンカー燃料措置により貿易制限および制約の可能性、そのような措置により獲得しうる歳入の配分方法を強調した。AWG-KPとの重複や報告方法も議論された。農業部門に関し、ある途上国は、家畜管理に関する文章を提案した。

適応-資金草案作成グループの合同会議: 木曜日午前中、参加者は適応に関する草案作成グループと資金、技術、キャパシティビルディングに関する草案作成グループの合同会議を開催した。適応グループ進行役のKishan Kumarsinghは、この会議は適応と資金メカニズム、さらには技術との機能的関係の明確化を目指すものだと述べた。



途上国は、気候変動に関する全ての活動への資金供与は、UNFCCCの下のものであり、COPの統治下のものにすべきと述べた。ある主要途上国は、テーマ別委員会の役割について振り返り、これらの委員会は、プロジェクトの適格性基準に関しCOPにインプットをし、プロジェクトの準備について各国を支援し、提案のレビューも支援すべきであったと述べた。別の途上国は、適応に対する資金供与の増額を求め、現在、資金の大半が緩和に振り向けられていると指摘した。

ある先進国は、テーマ別委員会はグッドプラクティスに関する技術的科学的助言を行うべきだが、プロジェクトの詳細な評価を行ったり、プロジェクトの承認プロセスに関わったりすべきでないと述べた。ある途上国の大国は、委員会が承認プロセスに一段階追加することがあってはならないと述べ、ある先進国は、管理組織にさらに階層を追加することへの警告を発した。

ある途上国グループは次の項目について提案した：損失損害に関するメカニズム；LDCs、SIDS、その他関心のある締約国でのNAPAsに対する支援；国内での制度アレンジに対する支援。

資金、技術、キャパシティビルディングのグループ：Burhan Gafoor（シンガポール）は資金供与制度に関するスピノフグループの進行役を務めた。ここでは、適応および資金に関するグループの合同会合（上記参照）で議論された問題を取り上げた。

途上国は、資金メカニズムの新組織の価値について発言した。さらに途上国の2国が、附属書I締約国の支援策を厳格で確固とした透明性のあるレビューにより検証するとのパラグラフを追加するよう提案した。先進国はその大半が、新しい組織ではなく既存の制度の活用を希望したが、一つの先進国は、「実際に必要であると証明されるなら」新しい制度についてもオープンな考えを持っていると述べた。議論の結果、これらのインプットを反映した文書の更新版が出された。

その後、より広範な草案作成グループの会合が再開された。参加者は、2010-2012年のファーストスタート資金措置に関する締約国からの情報をホームページ上に取りまとめるよう、事務局に委託するとの提案について議論した。締約国は、今回これについて議論するのが適切かどうか疑問を呈したが、この問題に関してはオープンな考えを持っていると述べた。途上国は、これらの報告書を事務局による分析の対象とするよう提案した。この問題は金曜日午前中にも議論される。

その後このグループは、議長文書のキャパシティビルディングに関するセクション(1章、パラグラフ66-67、5章)について議論した。途上国は、キャパシティビルディングに関する支援について計測する実績指標および技術パネルを設置するとの文章を提案した。多数の先進国が、新しい技術パネルの必要性に疑問を呈し、既存の制度でもそのような作業を行えると指摘した。ある先進国は重複の可能性を指摘し、5章の序文の大半を削除し、本文の一部も合理化するよう提案した。途上国は一般に、既存の文章の大半を保持するよう希望し、キャパシティビルディングに関する行動強化という他にはないセクションへの支持を再確認した。ある

途上国は、国情および優先政策に関する新しい文章を提案した。ある経済移行国(EIT)は、EITsもキャパシテイビルディングへの支援を必要としていると指摘した。参加者は、提案を文書の形にとりまとめ、金曜日に配布することで合意した。

この草案作成グループは、その後、議長文書中の技術移転の箇所(1章、パラグラフ65、4章)についても短時間議論した。議長のReifsnnyderは、3つの未解決の問題を指摘した：技術メカニズムと資金メカニズムの関係；技術執行委員会の報告機能；知的財産権である。参加者は、提案されている技術執行委員会の正確な役割と機能性に関する文章を最終決定すればさらなる交渉の推進に役立つことで合意した。

適応に関する草案作成グループ：参加者は、午前中と午後早く非公式に会合し、その後午後の半ばに草案作成グループの作業を再開した。制度アレンジに焦点を当てて議論を続けた。途上国は、適応に関する委員会の必要性について立場を繰り返したが、先進国は、既存の組織の強化への希望を主張した。ある先進国は、適応に関する行動の効果が上がらないのは、委員会がなかったからではなく、NAPAsと技術に対する資金供与が不足していたためであると述べた。しかし、途上国は、資金に関する決定が別なところで行われれば、新しい委員会はプロジェクトの技術的な評価と承認に重要な役割を果たせると述べた。ある途上国は、現在の制度では適応プロジェクトと開発プロジェクトを混同する機会が多いとし、技術委員会はこれを助けると主張した。参加者は、AWG-LCA 12では何が行われたか、何が必要か、やり残したことはないか、今後どう進めるべきかに焦点を当てることで合意した。また数カ国の締約国は、これまでに取り上げられたのは制度アレンジだけであると指摘した。

成果文書の形式に関する協議：Luis Alfonso de Alba (メキシコ)が成果文書の形式に関する非公式協議の進行役を務めた。同進行役は、この問題に関する意見について知らせるためのノンペーパーを配布し、このノンペーパーの中で成果文書の可能性として3つの様式を示した：法的拘束力のあるフォーマット；COP決定書；またはその組み合わせ。

多数の締約国が、拘束力のある条約を目標とすべきと述べたが、一部のものは、拘束力のある要素と決定書の組み合わせを擁護した。ある先進国のグループは、法的拘束力がある限りにおいて、単独の法的拘束力のある合意を希望した。ある途上国は、政治的合意の必要性を強調し、法的形式はそれについてくと述べた。途上国の数カ国は、AWG-LCAでAWG-KPの成果文書の法的形式まで決定できないと指摘した。他の諸国は、バリ行動計画の全ての要素を含め、2トラックアプローチを尊重した法的拘束力のある合意を推奨した。

一部の途上国締約国は、法的拘束力のある合意は全ての主要な排出国を含めるべきだと述べた。ある先進国は、交渉自体は一連の決定書を志向し始めているようだとし、法的拘束力のある合意を求める場合は草案文書の大幅な変更が必要であると述べた。途上国のグループは、法的拘束力のある合意は恒久性の問題を解決するほか、各国による国内行動の達成と実施に大きな影響力をおよぼすと述べた。ある途上国は、カンク

ンで何が達成できるかに焦点を当てるべきかと述べたが、ある附属書II締約国は、最終成果文書の法的形式を議論することが重要であると強調した。

一部の締約国は、合意に指針を与えるものとして原則の重要性を強調した。途上国数力国は、どの文書であれ、市場メカニズムの存在や気候「体制」(regime)という用語の利用に関するものなど、交渉の成果に予断を与えるべきではないと述べた。ある途上国は、合意には強力な遵守条項を入れるべきだと述べた。

AWG-KP

「数値」に関するコンタクトグループ：午前中、このグループでは、約束期間の数と長さ、基準年とするか比較参照レベルとするか、排出削減量の規模、誓約のQELROsへの転換に焦点を当てて議論した。

約束期間の数と長さ、基準年に関し、G-77/中国は、一つの約束期間で長さは5年間とし1990年を基準年とすることを希望し、AOSISおよびアフリカグループもこれを支持した。AOSISは、これにより最近の科学研究に基づいた目標の調整が可能になると述べ、長期間「不適切な野心レベル」で凍結されるのを回避できると述べた。同代表は、附属書I締約国が誓約を劇的に増加するなら、約束期間を8年間とすることも考えられると述べた。

EU、日本、オーストラリア、その他の先進国は、一つの8年間の約束期間とし、比較参照年度に柔軟性を持たせることを希望した。ニュージーランドは、最新の科学研究を考慮に入れられるよう、5年間の1つの約束期間を支持した。

排出削減量の規模に関し、オーストラリアとニュージーランドは、この問題は、法律上の内容および手法論の内容により異なるため、今回の会合でこの問題を明確にすることはできないと述べた。G-77/中国は、トップダウン手法を強調し、インドは、適切な誓約がない場合、この手法が必要になると指摘した。オーストラリアは、締約国はトップダウン方式またはボトムアップ方式ではなく反復方式で合意していると述べた。AOSISは、附属書I締約国の17-25%の誓約は1-7%の排出削減効果にしかならないと述べた。

誓約のQELROsへの転換に関し、G-77/中国は、混合方式を提案し、第一約束期間のQELROより排出量が多い国は第一約束期間のQELROに基づき計算されたQELROsとし、第1約束期間のQELROより排出量が少ない国は現在の排出レベルを用いて誓約に転換するよう提案した。ニュージーランド、EU、アイスランドは、QELROsは計算方法の決定というよりも交渉の対象であると述べた。日本とロシアは、QELROsをAWG-LCAでの広範な議論の観点から考えるべきだと強調した。

午後、締約国は、議長メモ (FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.1) 全体の議論をし、提案された変更やオプションが、10月に開催される次のAWG-KP会合に先立ち提供される文書に全て含まれているかどうか確認した。会場からの提案に加えて、締約国が以前に提出した提案(FCCC/KP/AWG/2010/MISC.5)および最近提出した文書 (EU、AOSIS、ブラジルからのもの) も含まれた。

EUは、EITsに関する文章に懸念を表明し、この用語は1990年代初めの造語であり、今は明確化が求められていると指摘した。ロシアは、EITsについては条約の広範な内容の中で議論されるべきだと述べた。ブラジルは、EITsは京都議定書の中にのみ存在すると述べた。

参加者は、議定書改定に関する多様なオプションについて議論したが、これには、「オプションA」（第2約束期間設置に焦点を当てる）および「オプションB」（第2約束期間の設置のほか、長期目標への言及など多様な要素を含める）が含まれる。EUは、オプションAとオプションBの統合を提案し、スイス、AOSIS、バングラデシュ、インドネシアはこれを支持した。ブラジルは、ボリビアと共に、これに反対し、オプションAには結果として議定書3.9条（その後の約束期間）の改正となる提案が含まれているが、オプションBには含まれていないと指摘した。同代表は、これらのオプションには共通の要素もあるが、「二つの全く異なる、相容れないビジョン」があると述べた。文書では、両オプションは別個のままとされた。共同議長のLefevreは、修正点を盛り込むため、議長メモを10月の中国天津でのAWG-KP 14会合前に再発行すると述べた。

「その他の問題」グループ：「その他の問題」グループは非公式協議を開催し、LULUCFおよびメカニズムに関する議論をした。

柔軟性メカニズム：締約国は柔軟性メカニズム(FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.3)に関する非公式協議を再開し、特定のホスト国におけるプロジェクト活動で生じたCERsの利用、割引係数、補足性などの問題に関する文章について議論し、提案した。

LULUCF：Peter Iversenが進行役を務めた木曜日午前中の非公式協議で、参加者は、以前に締約国が提出した提案に基づき共同進行役が作成したノンペーパーについて検討した。手続き上の問題に関する議論の後、一部の締約国は、文書の内容について完全な合意はできていないと指摘し、これを議長文書にどう盛り込むのかを質問した。

締約国はノンペーパーに関する一般的な意見の交換を行い、参照レベルに焦点を当て、その定義や設定、レビュープロセス、算定上のギャップ、ベースライン年度に注目した。多数の途上国が、参照レベルの決定方法について懸念を表明し、現在の参照レベルは「歴史的なレベルからかけ離れている」と指摘した。一部の途上国は、レビュープロセスと透明性の基準を求めた。一部の先進国は、標準化の詳細およびレビュープロセスの設置については更なる議論が必要であると述べた。

木曜日午後、参加者は、文書の「クリーニング」に焦点を当てる追加非公式協議に参加した。締約国は、参照レベルの設置においては一貫性のある炭素算定方法の必要性に言及した。また参照レベルのオプションについては文書の別な場所で扱っていることから、ここでの言及を削除した。

法律問題に関するコンタクトグループ：約束期間の間でギャップが生じる可能性に関し、アフリカグループは、事務局のペーパーに可能な解決法が記載されていると述べた。同代表は、「附属書Bのない京都議定

書は死に体である」とし、改正の暫定的な適用を検討する条項の採択を求めた。メキシコは、ギャップがあるとしてもメカニズムを法的に阻害するとは限らないが、経済的な配慮は阻害する可能性があると指摘した。このため同代表は、経済的要素の分析を求めた。ニュージーランドとオーストラリアは、条項の暫定的な適用が意味するものについてさらに検討するよう求めた。オーストラリアは、ギャップが生じたとしてもCDMやJIなど議定書の主要要素の継続を妨げないと述べた。EUは、世界の排出量取引の80%がEUの排出量取引スキームに基づくものであるとし、ギャップのあるなしに関わらず、このスキームの運用を続けると述べた。バングラデシュは、ギャップが生じた場合の適応基金の将来を明確にするよう求めた。EUは、基金は合意された約束に基づき継続されると応じた。

サウジアラビアは、ブラジル、メキシコ、ガーナ、中国とともに、第2約束期間においても締約国が約束を再確認し、時を移さずAWG-KPの作業を終わらせるよう求めた。スイスは、ギャップが生じて、一部のものが恐れているような事態にはならないと利害関係者に伝え、プラスのシグナルを送る必要があると述べた。日本は、この問題に関する締約国の見解を事務局のペーパーに載せることを提案した。オーストラリアは、一部の問題を集約する可能性について指摘したが、ロシアはこれに反対した。プレナリーでは、口頭での報告書がAWG-KP議長に伝えられる。

潜在的な影響結果に関するコンタクトグループ：このコンタクトグループの議論では、常設フォーラムを設置するかそれとも国別報告書などの既存のチャンネルを利用するかという問題に焦点が当てられた。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、非附属書I諸国の固有のニーズや懸念について報告し、評価し、対処するには常設フォーラムが必要であると述べた。同代表は、国別報告書からも一定の情報が得られるが、フォーラムでも他の文書や報告書の情報を活用すると述べた。

ニュージーランドとEUは、国別報告書に関するSBIでの作業と重複する可能性があると述べた。EUは、常設フォーラムにおける「評価」は締約国の主権を侵害するとして懸念を表明した。EUとニュージーランドは、SBI、SBSTA、AWG-LCAの下での潜在的な影響結果に関し新提案があると指摘し、文書中での用語で矛盾が起きないようにするため、合同会議の開催を推奨した。

EUは、先進国は自国の政策が途上国に与える影響が不明なことから、ジレンマに直面していると述べた。同代表は、途上国と先進国の両方から情報を得る必要があると指摘し、SBIおよびSBSTAで対処すべき問題であると述べた。

廊下にて

木曜日、一部のグループの雰囲気は悪化し、特にAWG-LCAグループでは、「後戻りしている」あるいは「氷河のような遅さ」でしか動いていないと評するものもいた。文書がさらに分厚くなると共に、いくつかのグループではいらいらする場面もあり、少なくとも一人の議長は、政治的な主張を再度議論に入れこむこ



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg11/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

とは控えるよう参加者に求めざるを得なかった。「この文書のおかげで天津会議まで、忙しいことになる」とある交渉担当者はドライな意見を口にした。

一部のグループの会議がいつどこで行われるかで混乱がおきたことも雰囲気悪化させた。数人の参加者は、REDDの非公式協議に参加し損ねたと不満を口にし、別の者は、成果文書の様式に関する協議の場を探して、一つの部屋から別の部屋へと行ったり来たりしていた。「今のところ、どこへ向かっているのかわからない状態だ！これがプロセスの行方を占うものにはなっていて欲しくないが」とある参加者は冗談を口にした。

一方、廊下では、多様なグループの交渉手法の転換が引き続き話題となっていた。数人の参加者は、日本が特に京都議定書に関して、これまでよりも「断定的」で「率直」になっていると感じていた。「彼らの立場は理解できるが、天津やそれ以降に、途上国がこれをどう受け止めるか興味がある」と、プロセスのベテランは述べた。日本の交渉担当者は、これまでも極めて一貫した立場をとってきたと考えており、他の締約国がそれぞれの立場を徐々に変えてきたことから、日本の見解を際立たせているだけだと指摘した。

一部の参加者は、NGOsが比較的控えめな役割しか果たしていないことを指摘した。事実、欠席することで注意を引いているNGOsも多い。ある市民団体の代表は、「今のところわれわれはこのプロセスを優先させていない」ことを認めた。「カンクンが近くなればもっと活発になる可能性がある」とも付け加えた。

ENBのサマリーと分析：ボン気候変動会議に関する*Earth Negotiations Bulletin*のサマリーと分析は、2010年8月9日月曜日、下記ホームページに掲載の予定：<http://www.iisd.ca/気候/ccwg11/>

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold, Miquel Muñoz, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Chris Spence. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - August 2010 can be contacted by e-mail at <chris@iisd.org>.



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 478

2010年8月19日(木)

ボン気候変動交渉

2010年8月2日—8月6日 ボン気候変動会議サマリー

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の下での長期的協力行動に関する特別作業部会第11回会合 (AWG-LCA 11)、京都議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関する特別作業部会第13回会合 (AWG-KP 13) は2010年8月2日—6日、ドイツのボンで開催された。締約国政府1154名、オブザーバー組織457名、マスコミ42名を含め、全体で1650名を超える参加者があった。

AWG-LCA では、2010年7月に配布された AWG-LCA 議長テキスト (FCCC/AWGLCA/2010/8) の検討が行われた。テキストは、2010年12月にメキシコ、カンクンで開催される UNFCCC 第16回締約国締約国会議 (COP 16) の成果の準備交渉を推進するために作成され、長期的協力に関する共有ビジョン、緩和、適応、資金、技術、キャパシティビルディングを含めた様々な問題についてのセクションが盛り込まれている。このテキストに対して、締約国は多くの追加やオプションを新たに提案した。

AWG-KPでは、議定書附属書I国の排出削減規模が焦点となった。また、議定書の第1約束期間(2008-2012年)とその後の約束期間のギャップ(空白期間)等の法的問題が検討されるとともに、土地利用、土地利用変化、森林 (LULUCF)、柔軟性メカニズム、気候変動の対応措置の潜在的影響などの問題も取り上げられた。AWG-KPは、議長提案(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2) を次回会合で議論を進めることで合意され、閉会となった。議長テキストには、京都議定書第6回締約国会議 (COP/MOP 6) 向けの各種決定書草案が盛り込まれ、締約国からの数多くの選択肢や提案が提示されている。これらの決定書の内容について未だ合意されていないが、3.9条に基づく議定書改正 (次期約束期間); LULUCF; 排出量取引およびプロジェクトベースのメカニズム; 手法問題; 附属書I国の気候変動対応措置に係わる環境、経済、社会的影響が中心となっている。

ボンで作成されたAWG-LCAとAWG-KPのテキストは、10月に行われる中国、天津での交渉の叩き台とすることが期待されており、カンクンで検討するオプションの絞り込みと成果物作成をめざす。



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

UNFCCCおよび京都議定書のこれまで

気候変動への国際社会の政治的取り組みは、1992年のUNFCCC採択に始まる。この条約は気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するための温室効果ガス大気濃度安定化を目指し、行動枠組みを規定した。

UNFCCCは1994年3月21日に発効し、現在194の締約国を有する。

1997年12月、日本の京都で開催された第3回締約国会議（COP 3）ではUNFCCCの議定書について合意、この議定書によって先進工業国および市場経済移行国は排出削減量目標達成を約束した。UNFCCCの下で附属書I締約国と称される国々は、2008-2012年の間（第1約束期間）に6つの温室効果ガスの排出量を全体として1990年比5.2%削減し、各国がそれぞれ異なる目標を持つことでも合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在190の締約国が加盟する。

2005年、第1回京都議定書締約国会議（COP/MOP 1）がカナダのモントリオールで開催され、第1約束期間終了の少なくとも7年前までに附属書I締約国の更なる約束を検討するとして議定書3.9条に基づき、AWG-KPが設立された。

バリ・ロードマップ：COP 13およびCOP/MOP 3は、2007年12月、インドネシアのバリで開催された。交渉の結果、バリ行動計画（決定書1/CP.13）が採択され、条約ダイアログで特定された長期的協力の主要要素である緩和、適応、資金、技術移転について議論するため、AWG-LCAが設立された。また、バリ会議では、条約および議定書の2つの「交渉トラック」を対象とする、2年間のバリ・ロードマップについても合意し、2009年12月にコペンハーゲンで開催されるCOP 15およびCOP/MOP 5を交渉妥結の期限とした。

バリからコペンハーゲンへ：2008年、2つのAWGは4回の交渉会合を並行して開催した：4月がタイのバンコク、6月はドイツのボン、8月はガーナのアクラ、12月はポーランドのポズナニでの開催であった。2009年では、4月、6月、8月がドイツのボン、10月がタイのバンコク、11月がスペインのバルセロナ、12月がデンマークのコペンハーゲンでAWG会合が開催された。

AWG-LCA：AWG-LCAは2009年前半、交渉文書の作成に焦点を当てた。このプロセスの結果、作成された文書は200頁近くに達し、全てのバリ・アクションプラン（BAP）の要素を網羅するものとなった。この文書の長さゆえ、もっと交渉テキストを扱いやすくするためのノンペーパーや読解ガイド、表、マトリックスが作成された。その結果、一連のノンペーパーが作成され、会議報告書の附属書としてコペンハーゲン会合に送られた。コペンハーゲン会議に向けて、AWG-LCAでの交渉では適応、技術、キャパシティビルディン

グの要素で十分な進展が見られたものの、緩和および資金の特定要素については「深い溝」が残っているようだった。

AWG-KP : AWG-KPの2009年の交渉の焦点は「数値」。すなわち、議定書の第1約束期間が切れる2013年以降の附属書I締約国全体の排出削減量および各国の排出削減量が議論の中心となった。また締約国は、AWG-KP作業プログラムの中に定めるその他の問題として、柔軟性メカニズム、LULUCF、対応措置の潜在的影響についても議論が行われた。そうした議論は、議定書3.9条（附属書I国の更なる約束）に基づく議定書改定案、およびLULUCFや柔軟性メカニズムなどのその他の問題に関する文書を土台に行われた。しかし、附属書I国の全体目標および各国目標では大きな進展がなく、コペンハーゲン会議の成果文書を京都議定書の改定とするか、それとも両AWGの下での新たな単独合意とするかという問題をめぐり、先進国と途上国との意見の対立が表面化した。

コペンハーゲン気候変動会議 : 国連気候変動会議は2009年12月7-19日、デンマークのコペンハーゲンで開催された。この会議ではCOP 15、COP/MOP 5、ならびに補助機関（SBI およびSBSTA）第31回会合、AWG-KP 10およびAWG-LCA 8が開催された。12月16-18日のCOPおよびCOP/MOP合同ハイレベル・セグメントには110名を超える世界の指導者が出席した。

この会議では、プロセスと透明性をめぐる論争が目立った。なかでも、特に、少人数の「議長の友」方式で交渉すべきか、それともオープンなコンタクトグループ方式で行うべきかで、意見の対立が浮上した。また、議長国デンマークのCOP議長が両AWGの作業を反映する2つのテキストの審議を提案したことも不和の種となった。結局、多数の締約国がこの提案を拒否し、締約国がAWG会合で作成したテキストだけを用いるよう求めた。ハイレベル・セグメントでは、主要経済国、各地域、その他交渉グループの代表で構成される非公式なグループ折衝が行われた。その結果、12月18日（金）夜半に「コペンハーゲン合意」（コペンハーゲン Accord）と呼ばれる政治的合意が生まれた。

この合意がグループの合意を受けた後、全締約国が参加するCOPの閉会プレナリーが再開となり、その後13時間近くにわたる討議で、プロセスの透明性やCOPのコペンハーゲン合意採択の是非が議論された。この合意をCOP決定書として採択することは将来的に「より良い」合意に至るための前進だとして支持したが、一部の途上国が、このプロセスは「不透明」で「反民主的」だったと決め付けて反対を唱えた。結局、締約国は、COPがコペンハーゲン合意に「留意する（“take note”）」とのCOP決定を採択することで合意した。またコペンハーゲン合意を支持する国が、その支持を表明できる手順が定められた。2010年8月6日までに、137

カ国がコペンハーゲン合意への支持を表明した。また、コペンハーゲン合意の規定に基づき、80国以上が、排出削減目標やその他の緩和行動に関する情報を提供した。

コペンハーゲン気候変動会議の最終日、COPおよびCOP/MOPは、AWG-LCAとAWG-KPのマンデートに延長についても合意し、2010年11月29日から2週間の日程でメキシコのカンクンで開催されるCOP 16およびCOP/MOP 6にそれぞれ成果を報告するよう求めた。

ボン気候交渉（2010年4月、6月）AWG-LCA 9およびAWG-KP 11：2010年4月9-11日、AWG-LCA 9およびAWG-KP 11がドイツのボンで開催された。この会議では、各AWGがそのマンデートを達成し、カンクンで成果を報告するための2010年の作業方法および構成に議論の焦点が当てられた。AWG-LCAでは、同議長に6月の会合用の文書を議長責任に委任した。AWG-KPは、附属書I国全体および各国の排出削減量、ならびにその他の問題に関する議論の継続で合意した。

ボンでの議論は、5月31日 - 6月11日にも続けられ、AWG-LCA 10およびAWG-KP 12、ならびに第32回補助機関会合（SB32）が同時に開催された。SBSTAの会合では、全球平均気温を工業化以前の水準から1.5°C、2°Cの上昇幅に抑制するためのオプションに関するテクニカルペーパーの提案をめぐる議論が目立った。小島嶼国連合（AOSIS）の提案が幅広い支持を集めたが、サウジアラビア、オマーン、クウェート、カタールによって妨害され、進展はなかった。AWG-LCA 10では、議長の新テキスト草案が焦点となった。6月10日夜、AWG-LCA議長のMargaret Mukahanana-Sangarwe（ジンバブエ）が改訂テキスト素案の先行版を配布、AWG-LCA 11での検討が可能であると伝えた。いくつかの途上国は、先行版素案が“バランスを欠く内容”であり、自国の見解が十分に反映されない限り8月の交渉のベースとして同テキストを使用するべきではないと主張したため、これを改訂したテキストが7月に回付された。

AWG-KP 12では、附属書I国の排出削減と2013年以降の期間における柔軟性メカニズムやLULUCF利用のための基本的仮説について重点的な議論が行われた。また、第1約束期間と次期約束期間の間の空白期間を回避するための対策についても取り上げられ、事務局には法的オプションに関するペーパーの作成が要請された。

AWG-LCA 11 および AWG-KP 13についてのレポート

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の下での長期的協力行動に関する特別作業部会第11回会合（AWG-LCA 11）、および京都議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関する特別作業部会第13回会合（AWG-KP 13）が2010年8月2日からそれぞれセッションを開始した。両グループは、2010年末のカンクンの成果に向け

た交渉の叩き台となるテキストに関して集中的な議論を行った。このレポートは、ボンで行われたAWGのグループの議論について、それぞれのアジェンダを踏まえて、総括する。

UNFCCCの下での長期的協力行動に関する特別作業部会

AWG-LCAは、Margaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ)議長によって月曜午後から開始となり、議題および作業構成(FCCC/AWGLCA/2010/9-10)を採択した。その後、COP 16の成果準備に関する主要議題への議論に入った。

COP 16の成果の準備: AWG-LCAは月曜にCOP 16での成果準備作業を開始し、月曜以降もこの件についての討議を続けた。特に、議論の進行のために7月に配布された議長テキスト(FCCC/AWGLCA/2010/8)について集中的な討議が行われた。2007年のバリ行動計画 (BAP)で合意されたセクションについての章が同テキストに含まれた。

開会プレナリーでは、議長テキストを議論の叩き台として受け入れると多くの締約国が支持した。イエメンは、G-77/中国の立場から、テキストに関して、多くの問題をもっとバランス良く公平に取り扱う必要があると指摘したが、交渉の叩き台として議長テキストを使用することには賛同した。オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、森林、途上国向けの国際協議分析 (ICA)、緩和、およびモニタリング・レビュー・検証 (MRV) といった問題の詳しい説明がテキストに必要であり、もっと厳格で運用に即した文言が必要だと主張した。

エクアドルは、米州ボリバル同盟(ALBA)の立場から 1.5°C未満の気温上昇および300ppmまでの濃度目標を求めた。ロシアは、合意は主要排出国および経済国のすべてを対象とすべきだと主張。日本は、主要排出国を対象とする単一枠組みとなる法的拘束力を有する包括合意を支持し、京都議定書グループ (締約国) と非締約国とで世界を分断することに反対した。米国は、米国内の政治をめぐる懸念に対して、“カンクンの成功は米国の法案に依存するものではない”と明言した。

プレナリーでの開会ステートメントを受け、AWG-LCAのDan Reifsnyder副議長(米国)が議長を務める作業部会で議論が行われた。火曜には、長時間の議論の末、共有ビジョン; 緩和; 適応; 資金・キャパシティビルディング・技術移転の4つの草案グループに分かれて討議することになった。さらに、COP 16の成果の形式および締約国による義務、約束、行動の法的性質に関する非公式協議が行われた。こうした部会での議論により、テキストに対して数多くの異なる (そして往々にして矛盾する内容の) オプションや提案が加えられたため、ほとんどの主要課題についての文書が長文化した。こうした議論から生まれたテキストは、公式な

交渉テキストとしてまとめられ、10月のAWG-LCA前に発表となる予定だ。草案グループ討議に基づく重要な議論と提案されたテキストの追加部分の概要は以下の通り。

共有ビジョン: この草案グループはDan Reifsnnyderが進行役を務め、議長テキスト (FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1、パラグラフ 1-12)の関連セクションの検討に専念した。参加者は、排出削減や地球規模の削減、資金拠出を含めたテキストの修正や追加という多くの提案を行った。

排出削減と全球気温 (パラグラフ 2): 途上国は排出量の歴史的責任を強調し、一部の国が産業革命期からの気温上昇幅を1.5°C以下に抑制する案を提案する等の意見の相違が生じたが、米国などの先進国はコペンハーゲン合意に基づいて首脳陣が合意した規制値は1.5°Cではなく2°Cであると主張した。また、この目標はインスピレーションとガイダンスになることを意図したものだが、特定の方法に基づいて大気を分割するための指令ではないと反論を展開した。サウジアラビアは、コペンハーゲン合意は、COPが採択したものではなく、法的拘束力を有する文書ではないため、これによってUNFCCC文書に何を盛り込むか決定すべきではないと主張した。

2050年までの全球規模の削減量 (パラグラフ 4): 地球規模の排出量を1990年比で“50%減”という数値から“100%以上”という幅で提案が出された。また、途上国は全体的にもっと野心的な数値目標(あるケースでは、2020年までに最大45%、2040年までに“100%以上”)で、2020年から2050年にかけての附属書I国全体の目標を特定しようという提案が出された。中国は、附属書I国の2050年の数値目標は“途上国が排出削減の残りを担当するという内容を暗示させるべきではない”という文案を提案し、途上国の貢献は、附属書I国の資金拠出と技術移転に関するコミットメントの達成次第であると述べた。

適応、資金拠出、対応措置の影響: 一部の途上国は、例えば、先進国がGNPの3%を拠出してUNFCCCの履行を確実にするという案など、附属書I国による資金拠出の義務を明記しようという案を出した。

緩和: 緩和に関する議論はAWG-LCAの下での他のどの議論よりも時間がとられ、草案グループと“スピンオフ・グループ”で5日にわたって討議された。議論の焦点となったのは、2010年7月からの議長改訂テキスト (FCCC/AWGLCA/2010/8)で、緩和の様々な要素を扱うセクションを含めたものだ。これらはBAP(決定書1/CP.13)の以下の主要パラグラフに基づくものである。

- 先進国による緩和 (BAP パラグラフ 1(b)(i))
- 途上国による緩和(1(b)(ii))
- REDD-プラス (1(b)(iii))

- 協力的セクトラル・アプローチとセクター別の行動(1(b)(iv))
- 緩和行動 (市場メカニズム)の費用対効果の向上のためのアプローチ(1(b)(iv))
- 対応措置の影響 (1(b)(v))

AWG-LCA 11では、議長テキスト草案が詳細に議論され、関連セクションすべての修正が提案された。この作業によって、緩和テキストが約15頁から41頁とほぼ3倍の長さになった。以下、そうした緩和の問題をそれぞれ総括する。

先進国: 本件 (FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1パラグラフ14-27) はAWG-LCAのMukahana-Sangarwe議長が進行役を務める火曜の草案グループで取り上げられた。主な問題として、ベースラインと目標年; 全体の削減幅; 合意の法的拘束力を有する特徴; 目標年と柔軟性メカニズムの記載を含む、京都議定書との関連; 市場メカニズムの利用と参加資格; 附属書I国の性質、およびその変更; 努力の比較可能性; 対応措置; MRV規定; LULUCF; 歴史的排出量について取り上げられた。

途上国による多くの意見として、遵守ガイドラインやMRV、国別報告書の強化の要請があった。ある途上国の締約国からは持続可能な消費と生産を追求する必要があるとの指摘があった。また、数名が、低排出計画の策定が重要だとコメントしたが、これについては先進国が全ての締約国に適用すべきことであると指摘する一方で、途上国は附属書I国だけに適用するべきだとの意見が出された。途上国は用語として“約束 (commitment)”を用いたが、多くの先進国は“目的 (objective)”の使用を主張した。

途上国: この問題 (FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1パラグラフ28-51) は、AWG-LCAのMukahana-Sangarwe議長が進行役を務める草案グループで、水曜と木曜に討議された。最も注目された点は、MRVに関連した途上国の報告義務、国別インベントリ、登録簿に関するもので、先進国は数々の提案を行っていた。国ごとに適切な緩和行動 (NAMAs)の種別と範囲、先進国によるNAMAs支援、支援とNAMA登録簿との関連についてもコメントの中で取り上げられた。G-77/中国は、NAMAs実施に向けた資金、技術、およびキャパシティビルディングの供与を担保するための緩和メカニズムの発足を提案した。ある途上国は、各国が支援したNAMAsはNAMA登録簿に記載すべきだと述べた。小島嶼開発途上国 (SIDS) および後発途上国 (LDCs) 向けに特別な報告条件についても議論が行われ、自主的な報告書から、他国よりも報告間隔を長く設定するという案まで様々な提案がなされた。その他、締約国の分類問題、支援の具体化、ICA等の問題についても議論にあがった。

REDD-プラス: Audun Rosland (ノルウェー)が進行役を務める草案グループのトピックとなったのが、本件である。木曜に開催されたグループ会合では、議長テキスト (FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1、パラグラ

フ 52-53、およびChapter 6)の関連セクションが検討された。コペンハーゲンから送付されたテキストは“ほぼ合意済み”だと多くの参加者が指摘していたが、いくつかの争点が浮上した。特に、サウジアラビア、ボリビア、他一部の途上国が、その他の多くの締約国が反対する中で、REDD-プラス活動の実施に対する修正; 市場に関する言及の削除; オフセットメカニズムの除外等に関する提案を投げかけた。こうしたサウジアラビアとボリビアによる修正案に反対する国々からは、オリジナルテキストを含む代替案が紹介された。両方のオプションは最終草案に含められた。

AWG-LCA閉会プレナリーで、こうした意見の相違について取り上げられた。アフリカン・グループは、“これまでの合意内容を否定する”新テキストの導入によって“REDD-プラス交渉のUターン”現象が生じていると指摘。いくつかの締約国は“進展のテンポを遅らせている”として、一時は“期待分野”だった“REDD-プラスにダメージを与えてはならない”と述べた。

セクター別アプローチ: この問題 (FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1 パラグラフ 54-57、Chapter 9) は AWG-LCAのMukahana-Sangarwe議長が進行役を務める木曜の草案グループで取り上げられた。個別の業種 (鉄鋼、運輸など) と農業における緩和アプローチに関するもので、主に“バンカー燃料”(国際航空・海運由来の温室効果ガス)について議論が行われた。議論の大部分は、UNFCCC諸原則の国際航空機関 (ICAO)および国際海事機関(IMO)の気候変動政策への適用といった局面も含め、バンカー燃料対策におけるICAOおよびIMOの役割とUNFCCCとの関係に当てられた。バンカー燃料対策から派生しうる今後の貿易制限や制約事項、そうした対策から得られる収益分担、ICAOおよびIMOが「共通するが差異のある責任」に縛られていないという事実などが根本的な問題として指摘された。また、AWG-KPとの重複といった手続き上の問題や、ある途上国が畜産管理に関する案文を提案するといった農業に関する議論などがあった。

市場メカニズムおよび費用対効果の向上のためのその他のアプローチ: 本件 (FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1パラグラフ 58、Chapter 8) は、AWG-LCAのMukahana-Sangarwe議長が進行役を務める木曜のスピノフ・グループで取り上げられた。これは、緩和関連のクレジットの移転を可能にすることにより緩和を促進する取引の活用などに関するもので、論点としては:合意可能な市場メカニズムの性質;気候変動の緩和における炭素市場の実効性; 京都議定書に基づく既存のメカニズム以外の新たな市場メカニズムの創設; 炭素市場の継続性および分断化; 収益の分配; 国際市場と国内市場間のバランス; 炭素市場に対するUNFCCCの権限; 国際取引規定などがある。

中国は、今後の取引制限・選別、説明責任と報告について強調し、附属書I国はその約束を履行するためにUNFCCCが認可している手法を排他的に利用すべきだと述べた。また、別の途上国は、市場メカニズムの間

題はAWG-KPの下で扱われていると述べた。その他の国々は、民間部門の役割; 先住民の権利; メカニズムの“自主的”原則; 石油補助金の撤廃; ライフスタイルと消費パターン; オフセット; 追加性および削減・除去の十全性; 手段の地理および業種間バランス; 国内政策の利用; 手順および手続きの開発などの局面に焦点をあてた。

対応措置の影響 この問題 (FCCC/AWGLCA/2010/8、 Chapter 1 パラグラフ 59、 Chapter 7) は、金曜午前のスピノフ・グループで取り上げられ、気候変動政策が将来的に石油収益の減少を招いた場合の産油国の収益減等といった気候変動対策の悪影響の問題も指摘された。対応措置に関する主な争点の一つは、これが適応と緩和のどちらの問題にあたるのかという問題だった。

スピノフ・グループでは、G-77/中国が、COPの下でのフォーラムの設置や、特に、保険および金融リスクの管理; モデリング; 経済の多様化; 技術移転などに関して数多くの提案を行った。また、国際貿易に関する対応措置の今後の影響についても議論された。

適応: Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ)が進行役となり、適応草案グループで火曜から木曜にかけて毎日何度も会合が行われ、適応に関する行動強化を促進する制度的アレンジのための各種オプション (FCCC/AWGLCA/2010/8、 Chapter 2 パラグラフ 7)が集中的に討議された。また、議長テキストで適応と緩和をもっと平等に扱う必要性; 資金; LDCsをはじめ他の締約国を含めた国家適応行動計画(NAPAs)支援の強化; 気候変動の影響に関連した損失被害への対応などの問題についても議論が行われた。損失被害の問題については、ある途上国グループが国際気候保険ファシリティ創設に関するパラグラフの追加が提案された。

週を通じて、適応に関する新たな組織の設置の必要性が焦点となり、具体的には、UNFCCCの下での適応委員会の設置が締約国を分断する主要な問題となった。G-77/中国とAOSISは、COPのガイドラインを踏まえて適応プロジェクトの技術的な側面について評価し、技術的な支援および助言を提供、承認する委員会の設立案を支持したが、総じて先進国は機能を特定し、ギャップを排除して既存制度を活用する案を支持した。また、官僚組織が新たに追加されることは適応ガバナンス機構の簡素化や迅速化にはつながらないとの考えを持っていた。米国は、適応に関して効果の薄い行動が行われていたという考え方について途上国に同意したが、これは委員会が存在していないことに起因するものというよりは、むしろNAPAsや正確な知識、技術資金の不足によるものだと主張した。しかし、途上国側は、既存のどの制度がこうした問題に対して協調的な支援を提供できるのか明確ではないのに対して、提案している委員会では具体的にその機能を備えるものだと主張した。ある途上国は、広いマンデートを有する現在の制度がしばしば適応プロジェクトと開発プロジェクトを合法的に混同させていると述べた。さらに、途上国は、適応に関する強化行動を提供するために

複数の既存制度のマネートを改正するには何年もかかる上、具体的に既存のどの制度を強化すべきか明確ではないと論じた。

その他、AWG-LCA 11で提起されたのは、適応の横断的な性質が新たな草案グループ間の分断を招いているのではないかという問題だ。そのため、適応-資金問題の草案グループによる合同会合が木曜に開催され、適応と資金メカニズムとの間の機能的な関係について明確になった。制度的なオーナーシップの問題も再度議論となり、適応委員会の役割について意見交換が行われた。インドは、プロジェクト準備支援でCOPにプロジェクト適格性基準についての情報を提供し、提案のレビューを支援するような委員会を想定した。しかし、米国、EU等は、適応委員会がグッドプラクティスに関する技術・科学的助言は提供するが、必ずしも詳細なプロジェクト評価を行ったり、プロジェクト承認に関与したりすることのない、より干渉の少ないアプローチを支持した。

金曜には、適応向けの制度的アレンジに関するオプション(パラグラフ 7)や気候変動の影響に関連した損失被害対策(パラグラフ 8)のオプションに関する議論を反映した草案が出された。両方のパラグラフ案に2つの選択肢が提示されていた。一つが既存の制度や協力に関するキャパシティ拡大・強化、もう一つが新団体の創設案である。パラグラフ 7については、両方のオプションが適応に関する行動強化へのガイダンス提供に焦点を当てているが、最初のオプションでは効果の評価するために、適応プロジェクトのポートフォリオの審査を行うとともに、実際に資金支援を申請するにあたり技術的な調整を受け評価、勧告する、資金メカニズム委員会の技術パネルとして機能する新制度を創設する内容となっている。パラグラフ 8の新制度は、リスク管理や保険、補償、復興を通じた損失被害対策を行うメカニズム案となる。

資金問題: この問題に関する草案グループではDan Reifsnyder (米国)が進行役を務め、“スピノフ”グループではBurhan Gafoor (シンガポール)が進行し、議長テキスト (FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1 パラグラフ 60-64、およびChapter 3)の関連セクションについて集中的な討議を行った。

緩和、適応、キャパシティビルディング、および技術移転に関するファンド案および資金供給に関して助言を行うテーマ別組織との制度的関連(FCCC/AWGLCA/2010/8、Chapter 1 パラグラフ 60、およびChapter 3 パラグラフ 9-14)が議論の焦点となった。6月のAWG-LCA 10ではほぼ合意が成立していたと示唆する発言者もあったが、意見対立が生じた。例えば、途上国の一部が主要な審査を実施する新たな組織の創設とファンド向けの機能の連携(パラグラフ 14)を支持する一方、EU、米国をはじめとする先進国は、こうした機能の実施にあたり既存の制度を活用する方が良いと考えた。米国は、資金に対する“ダイレクト・アクセス”というさらに明確化の必要な文言に懸念を示した。

新基金の委員会の構成についても意見が分かれた。AOSISは、国連の各地域グループから3名ずつ、SIDSから2名、LDCsから2名という19名体制を支持したが、EUは、正味の支援国と被支援国間のバランスある構成を希望した。

多くのスピーカーが、新規および追加的な資金拠出の拡充(パラグラフ 2)についてのテキストに追加を求める提案を行った。ボリビアは、先進国の年間資金拠出額をGNPの6%に増額するよう提案する一方、サウジアラビアはGNPの6%に加えて2%分を、途上国における炭素回収・貯留(CCS)活動向けに上乗せする案を支持した。

技術移転: 草案グループでは技術移転に関する議長テキスト(Chapter 1パラグラフ65 およびChapter 4)について簡単に検討し、3つの未決案件、すなわち、技術メカニズムと資金メカニズムの関係; 技術執行委員会の報告機能; 知的財産権 (IPR)について留意した。提案されている技術執行委員会の正確な役割と機能性に関する最終テキストが今後の交渉スピードのアップにつながることに、参加者が合意した。AWG-LCA 閉会プレナリーでは、アフリカン・グループが、アフリカ対策の柱である、技術開発と技術移転に関する議論の時間が限られていたことが残念だと発言した。

キャパシティビルディング: 木曜と金曜に、草案グループでキャパシティビルディングに関する議長テキストのセクション(Chapter 1 パラグラフ 66-67、 およびChapter 5)を検討した。議論の中心となったのは、技術パネルの新設; 議長テキストを簡略化すべきかどうか; 早期資金の拠出に関する情報とりまとめを事務局に依頼するかどうかという3つの問題であり、多くの文章追加が提案された。

技術パネル: G-77/中国は、技術パネル、およびキャパシティビルディング支援を測定するパフォーマンス指標についての意見の両方を支持したが、先進国が新パネルは不要であり既存の制度でそうした作業を引き受けられると主張した。

テキストの長さ、 米国および他いくつかの先進国は、顕著な重複部分が存在するとしてChapter 5の序文テキストのほとんどを削除し、実務面のテキストの簡略化を提案した。しかし、G-77/中国は、現行テキストの大半をそのまま残す方が良いと主張し、キャパシティビルディングに関する行動強化について独立したセクションを設けるという同グループ案を再確認した。経済移行国 (EITs)は、自らのキャパシティビルディングのニーズについて記載することを目指した。

最後に、事務局に対して2010-2012年の早期開始資金の拠出措置について締約国からの情報をまとめてウェブサイトに掲載する権限を付与するという進行役の提案について議論が行われた。いくつかの締約国は当初、

アイディアの検討にオープンな姿勢を示したが、現在入手できる情報の価値は不明瞭であるとし、最終的には早期開始資金に関する情報を事務局がまとめるべきではないと結論づけた。

成果の形式: 木曜夕方、Luis Alfonso de Alba (メキシコ) が進行役となり、“成果の形式と締約国の義務、約束、行動の法的性質”に関する非公式協議が開催された。これは、BAP (決定書 1/CP.13、パラグラフ 1) の下で想定されたように、交渉の“合意を受けた成果”の法的形式の選択肢について、締約国による検討の手助けとなることが目的であった。事務局からは、成果の様式として可能性があるのは：法的拘束力を有する成果 (すなわち、条約); COP決定書; または、その組み合わせ、という3つの可能性のあるオプションを示すノンペーパーが提示された。

法的拘束力を有する条約という形が成果目標であると多くの締約国が述べたが、他方では法的拘束力をもつ要素と (法的拘束力のない) COP決定書とを組み合わせる方が良いとの意見もあった。EUは、法的拘束力を有する単一合意が良いと主張したが、法的拘束力を有する限り、成果の形式については柔軟な考えをもっていると言いつつ添えた。途上国は全般的に2トラック方式を尊重した法的拘束力を有する合意を支持。また、途上国は、法的拘束力を有する合意が持続性問題を解決し、国内行動と実施を達成するため各国に大きな影響力をもたらすと考えを示した。日本、米国は、法的拘束力を有する合意には、すべての主要排出国が参加しなければならないと述べた。

金曜に行われた閉会プレナリーでは、数名のスピーカーが、議論によって利用できる選択肢が明確になったと述べたが、AOSISの立場で発言したグレナダは、法的形式に関する議論では何らコンセンサスに達することができず、カンクンでの合意採択をめざして天津でも議論を続けるべきだと述べた。

閉会プレナリー: AWG-LCA 閉会プレナリーは金曜夕方から開催され、UNFCCCのChristiana Figueres事務局長が10月に中国・天津で開催されるAWG-LCA 12 および AWG-KP 14に向けた準備作業の進展について報告し、運営費として280万米ドルが必要だと指摘した。

オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、交渉ペースについての懸念を表明し、MRV と ICA に関してさらに議論を行うことを支持した。また、早期資金の拠出についても、コペンハーゲン合意で首脳陣が示した政治指導力を引き出すことを各国政府の代表団に要請するとともに、すべての主要経済圏からの約束をとりこむような交渉について持続性のある、公平で環境効果の高い、法的拘束力を有する成果を支持した。

イエメンは G-77/中国の立場から、天津では完全に交渉モードに移行しなければならないと主張し、UNFCCC の気候変動対応における重要な役割を強調し、ボンで作成されたテキストが天津での交渉の土台になるとの理解を示した。

コンゴ民主共和国は、アフリカン・グループの立場から、現時点では共通のビジョンは存在しておらず、REDDプラス交渉では“180度転換”が見られたと指摘し、この“希望ある分野”が“意図的にダメージを受ける”ことがあってはならないと主張した。レソトは、LDCsの立場から、カンクンまでの残りの交渉日数は僅か6日であるとして一部締約国に見られた“念入りな遅延戦術”を憂慮し、各国がプロセスに対して信頼を回復するよう促した。

ベルギーは EUの立場から、今次会合が期待外れだったと述べ、AWG-LCAが、すでに明確なオプションを検討しているAWG-KPと同じ土俵に立っていないことに懸念を示した。成果の法的形式については、単一の法的拘束力を有する文書が良いと述べたが、それが法的拘束力を有する限りは形式については柔軟な考えであることを示した。また、カンクンで法的拘束力を有する成果を出しえないとし、現実的に期待値を設定して、2011年に南アフリカで成果を実現するよう呼びかけた。

スイスは、環境十全性グループの立場から、カンクンでの目標は、すぐに運用可能な政治的バランスのとれた決定書一式とすべきであると主張した。

キルギスタンは、内陸地の山岳途上国の立場から発言し、コペンハーゲン以降、数ヶ月におよぶ悲観論が最近、妥協的な精神へと変質してきたと指摘した。ベリーズは中米統合機構の立場から、COP 16の終わりまでには法的拘束力を有する結果を出すことを支持した。エクアドルは、ALBA諸国の立場から、透明で包括的な交渉を求めた。バングラデシュは、“LDCsおよびSIDS諸国の特殊な立場を損ねるような取り組み”に落胆したと述べた。ウクライナは経済移行国の特別な立場について言及した。

米国は、コペンハーゲン合意で首脳陣が打ち出した政治的な取り決めによって、維持すべきバランスを実現できたと指摘したが、ボン交渉のペースを憂慮し、2011年まで結果を待つのではなく、カンクンで強力な成果を出すべく作業を進めるよう求めた。

ベネズエラは、同国がコペンハーゲン合意を却下したことを改めて表明し、天津までに緻密で詳細なシナリオを描き、できるだけ早く交渉を進めるよう求めた。

その後、AWG-LCAでは会合報告書 (FCCC/AWGLCA/2010/L.4) が採択された。AWG-LCAの Mukahanana-Sangarwe議長は、1週間の交渉の結果、テキストが“締約国各国のテキスト”となり、10月のAWG-LCA 12で検討するための公式な交渉テキストとして編纂され、AWG-LCA 12の前に公表されると伝え

た。その後、AWG-LCA議長は、参加者の努力に感謝を述べつつ、喫緊の課題に対する各位の要請について留意し、こうした言葉が将来の会合時の行動へと転換されることを願うとの希望を語り、午後7時42分に閉会が宣言された。

京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ

月曜日午前中、AWG-KP議長のJohn Ashe（アンティグア・バーブーダ）は、AWG-KP 11の成果として交渉文書を作成するという議長目標について説明した。UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、気候問題の緊急性を指摘し、「おそらくは漸進的な形で、しかし間違いなく、確実に ゆるぎない決意の下に」決定を行うべきだと述べた。同事務局長は、事務局のたゆまぬ約束と支援を誓った。その後、締約国は、議題書を採択し、作業構成書（FCCC/KP/AWG/2010/8-9）で合意した。

開会ステートメントで、イエメンはG-77/中国の立場で発言し、将来の気候変動体制においては京都議定書が不可欠な要素であるとし、附属書I締約国に対し、真摯な排出制限および削減の数量目標（QELROs）を求めた。また多数の途上国が、議定書の第1約束期間（2008-2012年）とその次の期間の間にギャップが生じる可能性があるとの懸念を表明した。

ベルギーはEUの立場で発言し、EUとしては議定書の要素を盛り込んだ法的拘束力のある単一の制度を希望するが、拘束力がある限り、その法的様式については柔軟に考えていると述べた。同代表は、他の先進国が同等の約束をし、先進的な途上国が適切な貢献をするなら、EUの排出削減を30%にするとの約束を繰り返した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、LULUCF、市場メカニズム、共通の計算方法に焦点を当てて作業すべきだと述べ、同代表は、コペンハーゲン合意は世界の排出量の80%以上をカバーしていると指摘した。スイスは環境十全性グループの立場で発言し、LULUCFの算定規則や森林管理ベースラインでの進展など、LULUCFでの進展を支持した。日本は、京都議定書の単なる改定は希望しないと、2013年以降の枠組みとして、単一の包括的かつ法的効力のあるものを求めた。

議定書の下での附属書I締約国の更なる約束の考察：AWG-KPは、一つの主要議題に焦点を当てて作業を行った。すなわち議定書の下での附属書I締約国の更なる約束の考察（FCCC/KP/AWG/2010/9-10; FCCC/KP/AWG/2010/INF.2/Rev.1; FCCC/TP/2010/3; FCCC/KP/AWG/2010/Miscs. 2-5）である。この議題項目について、締約国はプレナリー会合を開き、コンタクトグループ会議および非公式協議を開催し、次の問題について議論した：

附属書I締約国の排出削減規模（「数値」グループと呼ばれる）；

議定書の第1約束期間（2008-2012年）とその後の約束期間との間に生じるギャップなどの法的問題、LULUCF、柔軟性メカニズム、方法論問題など、「その他の問題」、気候変動への対応措置において潜在的可能性がある影響結果

議論の結果、締約国は、今後の交渉の土台となすべき一連の決定書草案を含め、議長提案書(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2)を（次の会議に）送った。このセクションでは、検討された各議題ごとに、議論の内容と、成果文書草案を紹介する。

附属書I国排出削減量：この問題(FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.1)は、月曜日午後、および火曜日午前中の「附属書I締約国が全体として達成すべき排出削減量の規模、およびこれに対する附属書I締約国各国または全体での貢献」に関する会合期間中ワークショップで議論された。その後行われたコンタクトグループの会合では、附属書I国の誓約の野心度向上；誓約のQELROsへの転換；LULUCF、メカニズム、余剰割当量単位(AAUs)の繰越；排出削減規模；約束期間の長さの数；基準年もしくは参照年に焦点が当てられた。

会合期間内ワークショップでは、下記の議題を話し合う3つのパネルが設けられた。

- 附属書I締約国全体の排出削減に関する現在の誓約のレベルとその規模
- LULUCF、排出量取引、プロジェクトベースのメカニズムが、附属書I締約国全体の排出削減におよぼす量的な影響、ただし各国の国情、およびそれが附属書I締約国全体の排出削減量に与える影響を考慮する。
- 京都議定書の下での附属書I締約国の排出削減誓約における透明性を高める。

ワークショップの概要は本会合報告書(FCCC/KP/AWG/2010/L.5)に付す。全体については下記参照：

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12474e.html> and <http://www.iisd.ca/vol12/enb12475e.html>

Leon Charles（グレナダ）およびJürgen Lefevere(EU)が共同議長を務める附属書I国排出削減に関するコンタクトグループのその後の交渉で、締約国は、多様なオプションおよびそれが排出削減量に与える影響を探求し、文書のこの議題に関するパラグラフごとの議論を行った。

全体的な野心レベルに関し、G-77/中国は、トップダウン手法を強調し、インドおよび中国と共に、適切な誓約がない中では、これが必要であると指摘した。AOSISは、附属書I締約国の17-25%という誓約では全ての技術規則を考えた場合、有効排出削減量は1-7%に過ぎないと述べた。オーストラリアとニュージーランドは、この問題は、法的、方法論的な内容により異なることから、現時点でこの問題を明確にできないと述べた。オーストラリアは、締約国はトップダウンやボトムアップではなく反復アプローチで合意していると述べた。日本は、自国の誓約は全ての主要排出国が参加する包括的な合意がある場合にのみ存在すると強調した。

技術的規則が全体の野心度に与える影響に関し、共同議長のCharlesは、議論や議長メモ、締約国の提出文書で登場したオプションとその範囲を明らかにした。このコンタクトグループでは、これらの範囲ならびにオプションが全体の排出削減量に与える影響およびそれに対応するオプションが主な議題となった。余剰AAUs繰越の影響に対するオプションには、既存の規則の運用、需要側または供給側での対応、キャップの活用または利用制限、課税徴収などが含まれる。LULUCFに関し、締約国は、特に次の点について議論した：既存の規則の利用、LULUCFクレジットの利用制限またはシステムからの排除、LULUCFクレジットを含める余剰AAUsの排除、議定書3.7条（QELROsのAAUsへの転換）のLULUCF条項不使用。認証排出削減量（CERs）に関し、締約国は、既存の規則の利用、そして柔軟性メカニズムに関する規則の影響に対応するための新しいメカニズムの導入、CERsの追加性規定の強化、メカニズムおよび補足性に関するキャップ設定について議論した。上記の議論を受け、共同議長のCharlesは、余剰AAUsのオプションに関しては詳細な説明が必要であると指摘した。また同共同議長は、LULUCFのオプションについては、LULUCFコンタクトグループとの合同の会議が有益であると指摘し、メカニズムに関する更なる議論も有用であると述べた。

約束期間の長さや数に関し、G-77/中国は、1990年を基準年とする5か年の一つの約束期間を希望し、AOSISおよびアフリカン・グループもこれを支持した。AOSISは、これは、最新の科学に基づく目標値の調整を可能にすると述べる一方、附属書I締約国が誓約を劇的に増加させるなら、8年という約束期間を考慮しても良いと述べた。EU、日本、オーストラリア、その他の先進国は、8年間の一つの約束期間とし、参照年度には柔軟性を持たせることを希望した。

誓約のQELROsへの転換に関し、G-77/中国は、第1約束期間の排出量がQELROを超えた国にはQELROを計算の基礎に用い、第1約束期間の排出量がQELROを下回った国には現在の排出量水準を誓約に置き換えるという、混合アプローチを提案した。多数の先進国が、QELROsは計算方法ではなく交渉により決定されると述べた。日本とロシア連邦は、QELROsを包括的な合意という広範な考えに基づき解釈されるべきだと強調した。

上記のアイデアおよび提案は、8月6日、AWG-KP議長の手で同議長の提案書草案（FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2）に組み込まれた。同コンタクトグループ共同議長のCharlesは、AWG-KP閉会プレナリーにおいて、AWG-KP議長の文書が10月に中国の天津で開催されるAWG-KP 14での今後の交渉の基礎になりうると述べた。

土地利用・土地利用変化・森林（LULUCF）：この問題は月曜日のプレナリーで簡単に取り上げられ、その後この会期中を通して開催されたコンタクトグループ会合および非公式協議で議論された、これらの会合ではMarcelo Rocha（ブラジル）とPeter Iversen（デンマーク）が進行役を務めた。議長メモ

(FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.2)に基づき議論が行われた。議論において、参加者は意見交換のほか、次の項目に関する4つの提案を提出した：森林管理の算定、不可抗力（異常な現象または状況で、その発生または激しさを締約国で制御できないものを意味する）、伐採木材製品（HWP）の利用、森林管理からの排出量および除去量の算定に用いる比較対象レベルの再検討。

不可抗力に関し、オーストラリア、カナダ、EU、ロシア連邦は提案書を提出し、不可抗力を構成する主要要素を指摘した。この提案には不可抗力の定義ならびに算定規則も盛り込まれた。

伐採木材製品(HWP)に関し、議長メモには2つのオプションが記載された：LULUCFの下でHWPに関する一連の規則を策定するオプション、またはHWPのセクションで規則を策定するオプションである。ニュージーランドは、HWPでの進展を強力に支持すると共に、環境の十全性、透明性の原則を考慮することも支持した、しかし、一部の締約国は、このセクションに対する懸念または懸念を表明した。ベラルーシ、シンガポール、その他の途上国は、排出量の重複計算の回避、トラッキング情報に関する懸念を指摘した。中国は他の途上国とともに、森林および他の部門における影響の可能性を明確にするよう求めた。影響可能性に関する懸念は、ツバルも指摘し、ツバルは自然林を人工林に返還する逆インセンティブの可能性について警告した。ブラジルは、クリーン開発メカニズム(CDM)の中にHWPを置くことに懸念を呈し、特に追加性を疑問視した。

上記の議論の後、オーストラリア、カナダ、EU、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア連邦、スイスは、HWPに関する提案を共同進行役に提出した。この提案には、HWP生産国の排出責任、ギャップ回避のための義務、HWPの持続可能な利用に関する規定が含まれた。

また締約国は、森林管理の参照レベルの定義、ベースライン、目標年度についても議論した。多数の途上国が、参照レベル決定の方法論に対して懸念を表明し、附属書I締約国の参照レベルは「各国の歴史的な森林管理レベルから乖離している」とし、明確なデータと客観的なレビュープロセスにより透明性を持たせるよう求めた。先進国は、全般にG-77/中国提案のレビュープロセスについて、慎重な態度をとる一方、ガイドライン、標準化プロセス、および更なる議論を提案した。金曜日、オーストラリアは、SBSTAをレビュープロセスグループに入れるとの草案を提出した。しかし途上国は、このアイデアに対し懸念を表明した。森林管理参照レベルおよび森林管理に対するキャップが、10月のAWG-KP 14での主要議題とされた。

LULUCFに関する議論の結果、木曜日にノンペーパー草案が作成され、提起された。このノンペーパーには、議長メモ原文の改訂版および締約国の提出した提案が盛り込まれた。参加者は、残された作業時間において、文書のスリム化に焦点を当てた、この中には森林算定と参照レベルとの一貫性を図った方法論への

言及が含まれ、土地管理の算定に関するオプションは排除された。このグループの作業は、AWG-KP議長文書に盛り込まれ、閉会プレナリーで次回会合に付された。

柔軟性メカニズム：この問題は、水曜日、AWG-KP副議長のAdrian Macey（ニュージーランド）が進行役を務める非公式協議で議論された。柔軟性メカニズムに関する議長メモ（FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.3）に焦点が当てられ、締約国は若干の改定を提案した。提案された項目は広範にわたり、次の項目が含まれた：CDMの下でのCCS；CDMの下での原子力施設；標準化ベースライン；CERs；割引係数；共同実施（JI）；CDMおよびJIの共同便益；AAUsの繰越；CER発行時の収益の一部（Share of Proceeds）（の取り扱い）；排出量取引；新しい市場メカニズム；補足性に関する量的制限についての提案の表現方法；国内のCDMプロジェクトが特定量を下回るホスト国でのCERsの活用。AWG-KP閉会プレナリーで、副議長のMaceyは、改定文書は以前の会合で確立された明確なオプションを盛り込み、十分整った文書であったことから、今回は限定的な改訂しか盛り込まなかったと報告した。他方、同副議長は、残されたギャップを埋めるため、締約国は依然として努力を続ける必要があると強調した。

方法論問題：この議題（FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.4）は、コンタクトグループ会合および非公式協議で議論された。締約国は、文書全体について議論し、若干の改定を行った。金曜日のコンタクトグループ最終会合で、AWG-KP副議長のAdrian Maceyは、ここでの作業がAWG-KPの新議長文書に盛り込まれたわけではないが、10月のAWG-KP 14では議論の土台となることを期待すると述べた。同副議長は、今後も文書の読み合わせを続けることは有用ではない可能性があるとして、まとめて解決できるような一連の問題のパッケージを見出すよう勧めた。

法律問題：この問題は、主に、Gerhard Loibl（オーストリア）とDaniel Ortega（エクアドル）が共同議長を務めるコンタクトグループで議論された。このグループでは、第1約束期間およびその後の約束期間との間に生じる可能性のあるギャップの法的考察に関するペーパー（FCCC/KP/AWG/2010/10）について検討した。締約国は、6月の会合でこのペーパーの作成を事務局に要請していた。

このグループの議論で、事務局代表は、この文書を「国連または事務局によるプランB」とみなすべきであり、これを京都議定書の条項にどう適用し、実施するかは締約国が決めることだと強調した。サウジアラビア、ボリビアなど一部の途上国は、この会合への参加をギャップの可能性を受け入れたとは解釈しないように強調した。多数の途上国が、京都議定書の下での第2約束期間に関する合意に焦点を当て、AWG-KPの作業をタイムリーに終了させるよう希望した。中国は、法的問題の議論に価値があるかどうか疑問視し、附属書I締約国が交渉の中で示したこれまでのステートメントでは京都議定書の継続に対する熱意が全く見られないと述べた。オーストラリアとEUは、ギャップ回避のため、あらゆる努力をすべきだと応じた。

約束期間でのギャップに対処する法律面でのオプション：事務局のペーパーは、特に次の項目について論じている：発効の迅速化を図るための改定手順の変更：条約法に関するウィーン条約に規定するとおりの改定事項の暫定的な適用；第1約束期間延長の可能性。ニュージーランド、EU、オーストラリアは、改定の暫定的な適用に対し、懸念を表明した。しかしアフリカン・グループは、「附属書Bがつかない京都議定書は死に体である」と宣言し、改定の暫定的適用を検討する規定の採択を求めた。日本は、公平かつ効果的な新しい法的枠組みを作ることがギャップ問題に対応する最善の方法であると強調した。

ギャップの可能性の影響に関し、事務局は、メカニズムまたは制度が3.1条に規定する締約国の義務達成を助けるものとされる場合には、第2約束期間なしでそのようなメカニズムまたは制度が存在し続けるかどうか「疑わしい」と指摘した。オーストラリアは、ギャップが存在しても、CDMおよびJIなど、議定書の主要要素の継続を妨げることはないとして述べた。EUは、これは締約国が決めることであり、CDMは継続すると考えるとして同意した。同代表は、世界の排出量取引の80%がEUの排出量取引スキームをベースにしていると強調し、これは約束期間にギャップがあるなしに関わらず引き続き運用されると述べた。

多数の途上国が、この報告書は価値があるが、情報が目的とのみ考えるべきだと強調した。閉会プレナリーで、締約国数カ国は、京都議定書の解釈は締約国の特権であると指摘した。

対応措置の潜在的影響結果：この問題(FCCC/AWG/2010/6/Add.5)は、月曜日のコンタクトグループで初めて議論された。コンタクトグループでは、常設フォーラムを新設するか、それとも国別報告書など既存のチャンネルを利用するかの疑問に焦点を当てて議論した。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、非附属書I諸国特有のニーズや懸念事項を報告し、評価し、対応するには、常設フォーラムが必要であると述べた。同代表は、国別報告書でも情報は得られるが、他の文書や報告書からも得られると発言した。ニュージーランドとEUは、これはSBIでの国別報告書レビュー作業と重複する可能性があるほか、締約国の主権を侵害する可能性があるとして述べた。EUは、情報は途上国と先進国の両方から得る必要があると指摘し、この問題はSBIおよびSBSTAで議論すべきだと述べた。

このグループの作業は新しい議長提案文書に組み入れられ、金曜日に発表された、この文書が今後の交渉のベースとなる。

成果文書：「議長提案文書」：金曜日、AWG-KP議長のJohn Asheは、京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束を検討する提案文書(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2)を配布した。この文書に含まれる決定書草案文章は次の5つの章に分かれる：京都議定書3,9条（附属書I締約国の更なる約束）に則った京都議定書の改定；LULUCF；柔軟性メカニズム；方法論バスケット；潜在的影響結果。一部の締約国は、決定書草案の文章にはこれらの問題に関する交渉促進を目的として議長が作成したメモ（FCCC/KP/AWG/2010/6 and Add. 1-5）

およびAWG-KP 13での交渉で出された提案および文章の推敲が厳密に反映されていると指摘した。議長提案文書の発表後、議長メモの文章、特に方法論バスケット（FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.4）部分が改定され、LULUCFに関する共同進行役のノンペーパーは10月のAWG-KP 14に先立ち、改定され、再発行される。

1章には京都議定書3.9条に則った同議定書の改定に関する決定書草案が含まれ、この中には附属書I締約国のQELROsを記載する京都議定書附属書Bの改定オプションも含まれる。加えて、第2約束期間設置のための3条および4条の要素改定に関する2つのオプションも含まれる。第2案には、次の項目など、他の条文の改定に関するオプションも含まれる：排出削減の長期目標に鑑みた議定書の条項のレビュー；収益の一部（Share of Proceeds）；排出量取引の会計責任；遵守；新しい市場メカニズム；附属書A記載の温室効果ガスリストに対する変更案。

2章には、LULUCFに関する決定書草案が含まれ、この中には次の項目に関するオプションが盛り込まれる：森林管理の算定；CDMの適格性；不可抗力；HWP；比較参照レベル。

3章には、排出量取引およびプロジェクトベースメカニズム（柔軟性メカニズム）に関する決定書草案が含まれ、オプションには次の項目が盛り込まれる：CDMの下でのCCS；CDMおよびJIの下での原子力施設；標準化ベースライン；特定のホスト締約国におけるプロジェクト活動起源のCERsの利用；CDMにおける割引係数；CDMおよびJIの共同便益；収益の一部（Share of Proceeds）；市場ベースメカニズムの追加。

4章の決定書草案には、新しい温室効果ガス、部門、排出源の分類、排出源からの排出量および吸収源での除去量における人為的な数量の二酸化炭素換算を計算する共通の計算方式、その他の方法論問題（方法論バスケット）に関するオプションが含まれる。

5章には、潜在的な環境上、経済的、社会的影響結果に関する情報検討の決定書草案が含まれ、これには、附属書I締約国が利用可能なツール、政策措置、方法論のスピルオーバー効果が含まれる。この文書において、注目すべき唯一の問題は、潜在的影響可能性に対応する常設のフォーラムを設置するか、それとも、国別報告書など、既存のチャンネルを利用するかであった。

その他の問題：この議題項目では、次の2つの問題が取り上げられた：国連資産損害の件、そしてAWG-KPおよびAWG-LCAに共通する関心事項である。

国連資産の損壊および行動規範の違反：この問題は、月曜日のプレナリーで取り上げられた。UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、6月のボン会議において国連資産が損傷されたとの報道に関する調査結果を報告した。同事務局長は、WWFの代表2名とOxfam Internationalの代表1名が、国名プレートを損壊しトイレに放置した事件に関わったとし、これは行動規範に違反すると述べた。多数の発言者がこの行動を非難した。G-77/中国は、サウジアラビアの国名プレートに対する極めて卑劣な行為であると非難し、今後、UNFCCC会議への

これらの組織の参加を禁止するように提案した。EU、アンブレラグループ、ツバルも、この行為を非難したが、両組織とも既に謝罪し、これに関わった者に直ちに懲戒処分を課して対応していると指摘した。またこれら諸国は、両組織ともUNFCCCの歴史を通して価値ある貢献を行ってきたと強調した。米国は、このような問題に関する決定権は、事務局ではなくCOPにあると述べた。Oxfam InternationalおよびWWFの代表は、締約国に対し、この事件に関し正式に謝罪した。遺憾の意を示したステートメントを受けて、サウジアラビアは、謝罪を受け入れ、これ以上の行動は求めないと発言した。

非公式協議：金曜日、AWG-KP議長のJohn Asheは、今後、共通の関心がある問題に関する非公式協議が、Shin Yeon-Sung（韓国）により開催されると簡潔に報告した。AWG-KP 13は特にこれについて行動をとらなかった。

閉会プレナリー：AWG-KP 13の閉会プレナリーは、金曜日の午後に開催された。AWG-KP議長のJohn Asheは、天津に送る文書をまとめ、交渉の土台にすることがこの会議の目標であると述べた。同議長は、一連の決定書草案を含めた文書を提出した、この中には、将来の行動に関する一連のオプションも含まれている。(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2) 同議長は、この文書に関するコメントがあれば、8月31日までに事務局へ文書で提出するよう要請し、AWG-KP 14までに自身で参加者向けのシナリオノートを作成すると述べた。（議長文書の詳細な内容は、10頁を参照）

その後、参加者は、AWG-KP 13の報告書（FCCC/KP/AWG/2010/L.5）を採択し、閉会ステートメントを聞いた。

イエメンはG-77/中国の立場で発言し、附属書I締約国に対し、野心レベルを引き上げ、現在の約束と科学が必要としているレベルとの差を縮めるよう求めた。同代表は、カンクンの成果として京都議定書の下での新しいQELROを提案し、AWG-KPの交渉路線が先導すべきだと述べた。

コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、2020年までに40%、2050年までに80-95%とすることを支持した。グレナダはAOSISの立場で発言し、LULUCFの算定および余剰AAUsの繰越については抜け穴をなくすべきだと述べた。レソトはLDCsの立場で発言し、気候変動により損害を受ける人々の人権に留意するよう求めた。

ベリーズは中米統合システムの立場で発言し、AWG-KPでの進展のなさに深く当惑しているとし、カンクンではMRVのあるQELROsで合意すべきであるとし、約束期間にギャップを許すわけにはいかないと結論づけた。インドは、AWG-KPでの進展が「2トラック交渉方式を成功させるカギ」であると述べた。

ベルギーはEUの立場で発言し、京都議定書の基本要素を取り込んだ法的拘束力のある単一の制度を希望する一方、拘束力があり包括的で、気温上昇を2℃までに限定することを目指すものなら、他のオプションを考

えても良いと指摘した。同代表は、AWG-KPでは進展を感じたが、AWG-LCAでは同等の進展がなかったとして懸念を表明し、バランスをとる必要があると述べた。中国は、逆が真であるとの感触を示し、AWG-KPでの交渉はAWG-LCAよりも遅れており、追いつく必要があると論じた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、市場およびLULUCFに関係する規則を明確にする必要があるとの認識が高まっていることに満足の意を表した。同代表は、EITsの特殊事情も指摘し、AWG-KPとAWG-LCAは協調して作業すべきだと述べた。ロシア連邦、ウクライナ、ベラルーシは、京都議定書の付属書Bの改定に関して提案されている市場経済移行国の特別の地位の剥奪に反対した。韓国は環境十全性グループの立場で発言し、AWG-KP 13ではAAUsの繰越およびLULUCFの算定などの保留事項においては、環境の十全性がいかに重要であるかが再確認されたと述べた。同代表は、一部の問題においてAWG-KPとAWG-LCA間で共通の協議を行うことを支持した。

エクアドルはALBA諸国の立場で発言し、約束期間のギャップ回避を求めた。

日本は、全ての附属書I締約国が含まれておらず、必要な排出削減を実現することもない京都議定書よりは、2013年以降の法的枠組みを効果のある包括的なものにするよう求めた。同代表は、先進国と途上国の両方が、議定書の改定または新しい合意に参加すべきであるとの一貫した立場を強調した。同代表は、コペンハーゲン合意に同意する締約国は世界の排出量の80%を占めているが、議定書の下での約束は30%以下に過ぎないと指摘した。

女性および性差別撤廃NGOsは、CDMでの単一種の植林に反対した。ビジネスおよび産業界のNGOsは、締約国に対し、カンクンでは土地利用の算定での進展を含め何を達成できるかに焦点を当てるよう求めた。地方政府および地方当局は、排出削減におけるビルディング、輸送、廃エネルギー、都市計画の役割を強調した。

若者NGOsの代表は、AWG-KP議長のJohn Asheに私と結婚してほしいと発言した。Ashe氏はAWG-KP議長として議定書の保護者であり、自分は議定書を愛しているからだとし、真の愛には法的拘束力のある約束が必要だと指摘した。彼女は、冗談の後、第2約束期間ではオフセットや抜け穴なしに40%の排出量削減をするよう附属書I締約国に求めた。

議長のAsheは参加者の努力に感謝し、午後5時4分閉会を宣言した。

AWG-LCA 11およびAWG-KP 13の簡単な分析

亀かハムスターか？

国連の気候変動交渉は長い道のりと評されることが多く、そこには次第に高くなる段階があり、これを進みつつ確固とした行動が生まれ、最終的には問題に関する決定がなされる。この観点からすると、それぞれの会合が小さな階段であり、京都やマラケシュ、バリなどは、重要な一里塚として道筋を示している。このプロセスは、イソップのうさぎと亀の物語にたとえられる、足は速いが集中力に欠けたウサギに対し、ゆっくりではあるがたちどまることなく進む亀が勝つ物語である。しかし、別なたとえ話を考えることも有用であり、別な動物にたとえてもプロセスを十分に説明することができる。あるベテラン参加者は、このプロセスは亀というよりも、回し車に乗せられたハムスターのようだとし、常に前へ進もうとするが、どこにも行き着くことがないと述べた。ここでは、今回2010年8月のボンでの気候会議を、20年前の国連総会の決議45/212から始まったUNFCCCというより大きな枠の一步として検証する。

2010年8月、ボン：その内容

今回の会議の主要目的は、UNFCCCの下での長期的協力行動に関する特別作業部会および京都議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関する特別作業部会の現行文書において「進展を図る」ことであった。わかりやすい言葉で言うと、AWG-LCAの「議長文書」を、12月の締約国会議で採択しうる交渉可能な「交渉文書」にすることである。AWG-KPは、交渉の土台となりうる文書の作成を目的とした。交渉の進展を図ることは、こういった文書の「練り直し」も意味しており、すなわち対立する意見の違いを狭め、明確にすることである。意味のある合意を得るには、結局のところ、高度な政治レベルで合意する必要がある、このため、文書中のオプションおよび代案を数件に絞り込めば、政治家やハイレベルな代表がカンクン会議で必要な決定を行いやすくなる。

こういった目的と照らし合わせて考えた場合、8月のAWG会議は、亀にたとえるならゆっくりと確実に進むことで、最終的な「競争での勝利」に役立つことを示したといえよう、またハムスターにたとえるなら、またもや回し車を回しただけとなる。AWG-LCAでは交渉文書を作成することに成功し、AWG-KPでは文書を机上に載せることができた。両方の文書とも、10月に中国の天津で開催される次回のAWG会合で「全面的な交渉モード」に入る土台となることが期待される。

一部の参加者は、AWG-KPでの進展が特に目立つと感じており、これは文書の大部分に、LULUCFや柔軟性メカニズムなどに関する技術的な規定に関する明確なオプションが盛り込まれ、将来の政治的な決定に任せているためである。事実、ある専門家は、明確な選択肢を作るプロセスとしてAWG-KPはAWG-LCAのはるか先を行っている」と指摘した。しかし誰もがそのような評価に賛成しているわけではない、G-77/中国はAWG-KPでの進展は不適切だと指摘した。「受け入れ可能な文書」が作成されたわけだが、大半のオブザー

バーは、両AWGsとも天津で真の「交渉モード」に全面的に入るべきだと主張した。そうなれば、亀のたとえ話の方が一つ得点を稼ぐことになる。手続き上の議論が再燃するなら、ハムスター論が勢いを増す。

今回の会議では、交渉の妨げとなるような予想外の地雷原は回避できた。例外はREDDプラスの交渉であろうか、ここでは少数の締約国が、他の分野での交渉がREDDでの交渉に追いつくまで、REDDでの進展を中断すべきだとして意図的にこの問題の「足を引っ張った」と、多数の締約国が述べた。他方、その少数の締約国側は、市場や公平性、先住民などの問題に純粹で建設的な進展を与えているのだと主張し、REDDプラスに自然の吸収源ならびに「その他の」吸収源を含めることの重要性に注目した。

一部のオブザーバーは、ボン会議を評して、カンクンでの次回の締約国会議に対する期待感を制御することに成功したと述べた。ある代表が述べたとおり、「ボン会議後は、カンクンでの法的拘束力のある合意を期待するものなどおらず、むしろ決定書の実施、そして願わくは、2011年に拘束力のある合意について交渉する」という希望を抱かせた。交渉担当者の多くは、個人的にはカンクンで法的拘束力のある条約を結ぶのは不可能だと認めており、議長のマキシコ側もそれを求めておらず、前回の締約国会議で見られた過剰な期待感を回避し、安定した段階的なプロセスへの政治的な支援を確保するには、一般の受け止め方を管理することが重要である。

しかし文書の練り直し、スリム化となると進展はそれほど明確ではない。AWG-KPの下でのメカニズムやLULUCFなど一部の問題では進展が見られた。しかしある参加者の言では、「熟すればものごとは拡大する」のである。この現象はAWG-LCAの8月の文書に見られ、45頁から未だ決まらない頁数（おそらくは3桁）に膨らんだのである。AWG-LCA議長のMukahana-Sangarweがプレナリーで怒って発言したとおり「締約国はその政治的な立場を文書に忍び込ませた」のである。ハムスター観からすると、一回りして2009年の6月に立ち戻ったのである。多数の参加者は、数カ国の締約国が一部の問題に無数の追加をしたのは、将来の会議において、公平性や対応措置といった問題で影響力を確保しようと「人質にとった」ようなものだと感じていた。しかし、他のものは楽天的で、ただ単に、各締約国がそれぞれの問題を提起しようとする段階というに過ぎないと指摘した。

文書それとも合意?

技術オプションの練り直しを前進とみなすがどうかでは議論が分かれた。交渉プロセス内外の多数の者が、現在の政治的意思が技術オプションでの合意に換われるものかどうかを疑問視した。ある参加者が指摘したとおり、AWG-KPの下での分野などにおいて文章の大幅な推敲を行うことで、京都議定書改定の基礎となりうる明確なオプションが得られた。しかし、気候変動交渉という広範な概念においては、このような推敲作業も全く無意味なものとなりうる。一部の先進国は、全ての主要排出国が参加する世界的な合意ができて初

めて第2約束期間について検討できるとの考えに固執している。他方、大半の途上国は、先進国がまずそれぞれの約束を果たし、2013年以降の目標を設置すべきであり、少なくとも一人のベテラン参加者は、「そのようなことが2012年より前に起こることはありえない。」と発言した。

文書が先かそれとも合意が先か、先進国の目標が先かそれとも途上国の行動が先かは、プロセスにまわりつく基本的な疑問であり、特に南北間には深い不信の念が存在する。現在のところ、交渉プロセスは、京都議定書の交渉と運用化の経路とは極めて異なる経路を進んでいるようだ。京都の場合は、京都で政治的な妥結が行われ、その後の4年間の交渉で議定書が運用可能とされ、結局2001年にマラケシュ合意となった。しかし、現在のところ、2013年以降の合意に関する交渉は、政治的な合意を可能にする手段として、技術的な規定についての交渉を最初に終わらせることに焦点を当てる、京都とは逆の方法がとられている。政治的な意思決定抜きでの技術面での進展を支持するものは、たとえば京都議定書の第2約束期間での政治的合意がなかなか実現しない場合でも、技術オプションの確定に成功すれば、これを交渉の他の分野に利用できるように変換することも容易だと指摘する。しかしこのような「利用可能なように変換する」という考えは、大半の途上国に人気のない可能性が高く、特に、AWG-KPとAWG-LCAの区別をあいまいにしかねない場合にはそうである。

さらに会議を重ねることはさらなる進展を意味するのか？

「8月にまた会議など信じられない」と休暇を台無しにしたある参加者は不平を口にした。「何の交渉をどういう方法で交渉するか、交渉にばかり時間をかけるのなら、これほど多数の会議を開催することに、どういう意味があるのか」と不機嫌な口調で続けた。この参加者のコメントは、これほど密な交渉スケジュールに合理性があるかどうかとの懸念の高まりを示している。別の消息通は、「これは持続可能ではない。参加者は、年5回の会合開催がいつまでも続けられるかのように行動しているが、すぐにでも成果を挙げなければ、栓が閉められるだろう」と指摘した。しかし、だれもがこのような意見に賛成しているわけではなく、楽観主義者は、ベルリンマンデートのアドホックグループがCOP3までは同じような多忙なスケジュールを経て、結局は京都議定書に結びついたし、手続き上の論争が全て交渉の本質というわけではないと指摘した。ウサギと亀の例え話を借りると、より多くの会議開催は、長い道のりをさらに遠くまで行かせることになる。ハムスターに例えた場合、さらなる会議開催は回し車がより早く回るだけのことだ。

道を進むのか、それとも回し車から外れるのか？

「どのプロセスにもアップダウンはある」とあるオブザーバーはつぶやき、「今は下降しているようだ」と述べた。このような考えは、最近の気候サークルのムードをかなり正確に表現しているようだ。ある参加

者は、「コペンハーゲンに全てをかけてしまった」と述べた。「コペンハーゲン以降、UNFCCCプロセスは我々の優先事項ではなくなった」とあるNGOのオブザーバーも認めた。「カンクンや南アフリカで合意するとは思えない」と失望したベテラン参加者も予測した。他の者は、米国の気候関連法の成立がますます望み薄となったことを懸念し、これがなければ合意にいたることはできないと多くの者が感じていた。ボンでは、米国内閣での法律の不成立という話題がほとんど出てこなかったことは驚きと言えるかもしれないが、大半の参加者は、肩をすくめて「もともと、それほどは期待していなかった」とコメントした。

亀のたとえ話で言えば、そのようなモラルの低さは悲惨であり、決定や忍耐力を吸い取ってしまう。ハムスターの話であれば、低いモラルも大きな問題ではない、回し車が止まっていようと、全速で回っていようと回し車にとどまっているのには変わりはないからである。

コペンハーゲンの名残は、雰囲気に影響を与えているだけでなく、考え方にも影響を与えている。コペンハーゲンに先立つ数年では、交渉の全てのレベル、全ての側面において、各代表団、シンクタンク、学界、市民社会全般が大変な想像力を発揮し、多くの知的研究を行ってきた。コペンハーゲン以降、新しいアイデアの流れは、ほとんど停滞したままである。思考する者は、どこか別なところを向いているようである。「コペンハーゲン後の頭脳流出が一時的なものかそれとも長期的な傾向かはまだわからない」と自国政府から研究助成金を削減されたばかりのある研究者は言った。数人の参加者も、代表団の人数削減や人員のレベルの低下を指摘した。

「まだコペンハーゲンから回復している途中だ」とある参加者は結論付けた。コペンハーゲンを越えて前進するには時間と努力が必要である。交渉を亀にたとえるなら、さらなる忍耐力が必要であり、長い道のりを見据えて決意を新たにすることがある。ハムスターに例えるなら、回し車から飛びおり、かごの外のことを考え、新たなエネルギーとアイデアを交渉プロセスにもたらすことを意味するだろう。

収支表のプラスの面を見てみると、新しいUNFCCC事務局長であるChristiana Figueresが、皆の思いや心を変えてゆき、徐々に「コペンハーゲンのダメージを修復する」のではないかと期待感がある。大半の者は、まだ判断するのは時期尚早としているが、数人の参加者は、同事務局長の「職に熱心な」それでいて「押しつけがましくない」方式を称賛し、「一つ間違えば大問題となった「トイレゲート」事件（6月におきた国名プレート損壊事件）を上手く処理した」と認める者もいた。

参加者が飛行機でそれぞれの首都に戻り、天津やカンクン、それ以降に対する戦略を練り始める中、質問をする価値があると思える疑問がある：UNFCCCの交渉プロセスは亀のようなものなのか、それともハムスターのようなものなのか、そしてそれについて何をすべきなのか？



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

今後の会議予定

第6回オーストラリアーニュージーランド気候変動とビジネス会議：この会議は、政策上の不確実性がある中でビジネスが気候変動への対応を進める方法に焦点を当てる。日時：2010年8月10-12日；場所：オーストラリア、シドニー；連絡先：FIONA DRIVER；電話：+64-9-480-2565；ファクシミリ：+64-9-480-2564；Eメール：F.DRIVER@CLIMATEANDBUSINESS.COM

；インターネット：[HTTP://WWW.CLIMATEANDBUSINESS.COM/INDEX.CFM](http://WWW.CLIMATEANDBUSINESS.COM/INDEX.CFM)

第2回半乾燥地域の気候、持続可能性、発展に関する国際会議(ICID 2010)：この会議は、世界の半乾燥地域における持続可能な発展に焦点を当て、脆弱性、貧困、不平等を削減し、天然資源の質の向上を図り、持続可能な発展を促進するというミレニウム開発目標の達成促進を目指す。日時：2010年8月16-20日；場所：ブラジル、FORTALEZA；連絡先：事務局；電話：+55-61-3424-9608；Eメール：CONTACT@ICID18.ORG；インターネット：[HTTP://ICID18.ORG](http://ICID18.ORG)

中南米での森林統治、地方分権、REDD+に関するワークショップ：この会議は、UNFCCC COP 16およびUN森林フォーラム第9回会合の両方の会議への貢献を目指す。日時：2010年8月30日から9月3日；場所：メキシコ、オアハカ；連絡先：CIFOR；電話：+62-251-8622-622；ファクシミリ：+62-251-8622-100；Eメール：CIFOR@CGIAR.ORG

；インターネット：[HTTP://WWW.CIFOR.CGIAR.ORG/EVENTS/CIFOR/DECENTRALISATION-REDD.HTM](http://WWW.CIFOR.CGIAR.ORG/EVENTS/CIFOR/DECENTRALISATION-REDD.HTM)

気候担当閣僚の非公式会議：スイスおよびメキシコ政府が共催する会議は、UNFCCC COP 16の準備促進を目的とし、気候の保護に対する長期資金供与に焦点を当てる。日時：2010年9月1-3日；場所：スイス、ジュネーブ；連絡先：FRANZ PERREZ, INTERNATIONAL AFFAIRS DIVISION, FEDERAL OFFICE FOR THE ENVIRONMENT；電話：+41-79-251-90-15；Eメール：INFO@BAFU.ADMIN.CH；インターネット：[HTTP://WWW.BAFU.ADMIN.CH/](http://WWW.BAFU.ADMIN.CH/)

MSI+ 5ハイレベル・レビュー：SIDSの持続可能な発展のためのバルバドス行動計画実施を目的とするモーリシャス戦略の5年目レビュー(MSI+5)は、2010年9月、国連総会ハイレベル会合の中で行われる。日時：2010年9月24-25日；場所：ニューヨーク国連本部；連絡先：HIROKO MORITA-LOU, UN DIVISION FOR



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

SUSTAINABLE DEVELOPMENT ; 電話 : +1-212-963-8813 ; ファクシミリ : +1-212-963-4260 ; Eメール :

MORITA-LOU@UN.ORG

; インターネット : [HTTP://WWW.UN.ORG/ESA/DSD/DSD_AOFW_SIDS/SIDS_MILEMAJOMEETMSI5.SHTML](http://WWW.UN.ORG/ESA/DSD/DSD_AOFW_SIDS/SIDS_MILEMAJOMEETMSI5.SHTML)

AWG-KP 14および**AWG-LCA 12** : 京都議定書附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループの第14回会合 (AWG-KP 14) および条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループの第12回会合 (AWG-LCA 12) は、会合を開催し、作業を継続する。日時 : 2010年10月4-9日 ; 場所 : 中国、天津 ; 連絡先 : UNFCCC SECRETARIAT ; 電話 : +49-228-815-1000 ; ファクシミリ : +49-228-815-1999 ; Eメール : SECRETARIAT@UNFCCC.INT ; インターネット : [HTTP://UNFCCC.INT/](http://UNFCCC.INT/)

IPCC-32 : 気候変動に関する政府間パネルの第32回会合では、第5次評価報告書(AR5)作成の進展状況などが話し合われる予定。日時 : 2010年10月11-14日 ; 場所 : 韓国、プサン ; 連絡先 : IPCC SECRETARIAT ; 電話 : +41-22-730-8208 ; ファクシミリ : +41-22-730-8025 ; Eメール : IPCC-SEC@WMO.INT ; インターネット : [HTTP://WWW.IPCC.CH](http://WWW.IPCC.CH)

生物多様性条約(CBD) COP 10 : 生物多様性条約の第10回締約国会議では、特に生物多様性喪失率の大幅削減を目指す2010年目標の達成状況が評価される見込みである。それに先立ち、バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書の締約国会議が開催される。日時 : 2010年10月18-29日 ; 場所 : 日本、名古屋市 ; 連絡先 : CBD SECRETARIAT ; 電話 : +1-514-288-2220 ; ファクシミリ : +1-514-288-6588 ; Eメール : SECRETARIAT@CBD.INT ; インターネット : [HTTP://WWW.CBD.INT/COP10/](http://WWW.CBD.INT/COP10/)

デリー国際再生可能エネルギー会議(DIREC) : この会議は、再生可能エネルギーに関する閣僚レベルの第4回世界会議であり、閣僚会議のほか、ビジネス間会合、官民会議、サイドイベント、トレードショー、展示会も合わせて開催される。日時 : 2010年10月27-29日 ; 場所 : インド、ニューデリー ; 連絡先 : RAJNEESH KHATTAR, DIREC SECRETARIAT ; 電話 : +91-98717-26762 ; ファクシミリ : +91-11-4279-5098/99 ; Eメール : RAJNEESHK@EIGROUP.IN ; インターネット : [HTTP://DIREC2010.GOV.IN](http://DIREC2010.GOV.IN)

気候投資基金(CIF)信託基金委員会および小委員会会合 : この会議は世界銀行が主催しワシントンで開催される予定。日時 : 2010年11月8-12日 ; 場所 : ワシントン ; 連絡先 : CIF ADMINISTRATIVE UNIT ; 電話 : +1-202-458-1801 ; Eメール : CIFADMINUNIT@WORLDBANK.ORG ; インターネット : [HTTP://WWW.CLIMATEINVESTMENTFUNDS.ORG/CIF/NOVEMBER_MTGS_2010](http://WWW.CLIMATEINVESTMENTFUNDS.ORG/CIF/NOVEMBER_MTGS_2010)



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

第22回モントリオール議定書締約国会議(MOP 22)：この会議は、2010年11月、ウガンダのカンパラで開催予定。日時：2010年11月8-12日；場所：ウガンダ、カンパラ；電話：+254-20-762-3851；ファクシミリ：+254-20-762-4691；Eメール：OZONEINFO@UNEP.ORG インターネット：[HTTP://OZONE.UNEP.ORG/EVENTS/MEETINGS2010.SHTML](http://OZONE.UNEP.ORG/EVENTS/MEETINGS2010.SHTML)

11月G-20サミット：2010年、G-20の議長国は韓国。日時：2010年11月11-13日；場所：韓国、ソウル；連絡先：PRESIDENTIAL COMMITTEE FOR G-20 SUMMIT；Eメール：G20KOR@KOREA.KR；インターネット：[HTTP://WWW.G20.ORG/INDEX.ASPX](http://WWW.G20.ORG/INDEX.ASPX)

第16回UNFCCC締約国会議および第6回京都議定書締約国会議：第33回SBIおよびSBSTA会合も同時に開催される。日時：2010年11月29日から12月10日；場所：メキシコ、カンクン；連絡先：UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；Eメール：SECRETARIAT@UNFCCC.INT；インターネット：[HTTP://UNFCCC.INT/](http://UNFCCC.INT/)

用語集

AAU	割当量単位
ALBA	米州ボリバル代替統合構想
AOSIS	小島嶼国連合
AWG-KP	京都議定書附属書I締約国の更なる約束に関する特別作業部会
AWG-LCA	条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会
BAP	バリ行動計画
CCS	炭素回収貯留
CDM	クリーン開発メカニズム
CER	認証排出削減量
COP	締約国会議
COP/MOP	京都議定書締約国会議
EIT	経済移行国
GNP	国民総生産
HWP	伐採木材製品

ICA	国際的諮問および分析
ICAO	国際民間航空機関
IMO	国際海事機関
JI	共同実施
LDC	最後進国
LULUCF	土地利用・土地利用変化・森林
MRV	モニタリング、レビュー、検証
NAMA	国家適切緩和行動
NAPA	国家適応行動計画
QELROs	排出量制限および削減の数量目標
REDD-plus	途上国における森林減少からの排出量削減、保全も含める
SBI	UNFCCC実施に関する補助機関
SBSTA	UNFCCC科学的技術的助言に関する補助機関
SIDS	小島嶼後発途上国
UNFCCC	国連気候変動枠組条約

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Sommerville, and Simon Wolf. The Digital Editor is Lella Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Quebec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - May/June 2010 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.